

## 平成 23 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録 (第 6 号)

### 1、本日の出席議員 ( 20 名 )

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

### 1、本日の欠席議員 ( な し )

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之  
副 主 幹 佐々木 孝 人

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	長 谷 山 良	管 理 課 長	渡 辺 講
消 防 本 部 消 防 次 長 兼 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成23年3月18日（金曜日）午前10時14分開議

- 第1 議案第42号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第2 議案第43号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第3 議案第3号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第4 議案第4号 にかほ市コミュニティ防災センター設置条例制定について
- 第5 議案第5号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第6号 にかほ市立仁賀保中学校建設基金条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第7号 にかほ市教育サポート基金条例制定について
- 第8 議案第8号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第9号 にかほ市鶴泉荘条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 にかほ市稲倉山荘条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第11号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について
- 第15 議案第15号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第16 議案第16号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第17号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第18 議案第18号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第19 議案第19号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第20 議案第20号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第21 議案第21号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第22 議案第22号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について
- 第23 議案第23号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第24 議案第24号 平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第25号 平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第26号 平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第27 議案第27号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第28号 平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第29 議案第29号 平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第30号 平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第31号 平成23年度にかほ市一般会計予算について
- 第32 議案第32号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第33 議案第33号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第34 議案第34号 平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第35 議案第35号 平成23年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第36 議案第36号 平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第37 議案第37号 平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第38 議案第38号 平成23年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第39 議案第39号 平成23年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第40 議案第40号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第41 議案第41号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第42 陳情第 1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書
- 第43 陳情第 2号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書
- 第44 陳情第 3号 日本弁護士連合会の意見書を踏まえ、小学校におけるフッ化物洗口事業について凍結を含む再検討を求める陳情書
- 第45 陳情第 4号 にかほ市小中学校におけるフッ化物洗口事業についての陳情書
- 第46 陳情第 5号 2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情
- 第47 議提第 1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第48 議提第 2号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書
- 第49 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 6 号に同じ

---

午前 10 時 00 分

●議長（佐藤文昭君） 開会前に市長から発言を求められております。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今回の震災につきましては、3 月 14 日に経過等を報告したところでございますけれども、その後の状況について若干報告をさせていただきたいと思っております。

御承知のように東京電力福島第一原発の事故で放射性物質が外部に放出されたことは皆さん御承

知のとおりでございますが、国は半径 20 キロメートル圏内については避難勧告、そして 20 キロメートルから 30 キロメートルまでの圏域については自宅に入っていないというふうな指示が出されているところでございます。現在、その放射性物質が直接人体には影響はないと言われておりますけれども、最悪の事態を想定してのことかと思っておりますが、今、その 30 キロメートル圏内の皆さんを中心として他県に避難をしているのが現状でございます。このにかほ市においても、きのう現在把握している段階で 14 世帯 60 名がこのにかほ市に親戚、あるいは知人を頼って避難しております。これは市が今把握している段階でありますので、まだ把握できていない方もいるのではないかなと思います。ですから、これよりは人数はさらに膨らんでいることも予想されているところでございます。

そして、きのうになりますけれども、きのうの朝、30 キロメートル圏内にあります南相馬市の市長から、なんとか避難場所を設置して受け入れていただけないかという要請がございました。ものすごく危機感を感じているのだと思いますが、当局、あるいは議会が連携して、とにかく知っているところがあったらそういう声掛けをお願いをしているんだと思います。いろいろ話聞きますと、2,000 人ぐらいを避難させたいというふうな状況のようでございますが、うちのほうにも要請あって、じゃあこれから事態がどうなるのかも分かりませんが、うちのほうでやれるとしたら 80 人から 100 人ぐらいかなということで、まずいろいろ検討させていただきました。まず、場所は上浜の構造改善センターと都市交流センター、あれは繋がっておりますので、あそこには風呂があります。ですから、まず毎日風呂に入らなくても二日に 1 回とか三日に 1 回ぐらい入れるような形だとすると、あそこがいいのではないかなということで、そこに使用する灯油なんかも全部確保しました。それから、いろいろ向こうのほうの状況を聞きますと、仮にこっちのほうに避難されても、疲れきって自分たちが食事をつくるような状態ではないと。そういう形だものですから、社会福祉協議会と協議して、各赤十字のボランティアとかいろんな団体のボランティアと連携をとって、じゃあまず二、三日は食事提供できるような形をやしましょうという態勢は整えました。整えて、そのことを連絡して、何とか経費は少しかかりますけれども受け入れましょうということで返事を差し上げたところでございます。このことについては、議員の皆さんからも御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

そこで、本来であれば今日の夜、来る予定でありましたが、何しろ 80 人から 100 人を人選するのに大変困難しているようです。私も行きたい、こっちの人も行きたいとなると、100 人では到底収まらない話で、きのうの夕方、ちょっと明日は行けないというふうな事態になりました。ということで、明日以降の、19 日以降の受け入れ態勢になるのではないかなということで、今それに向けて態勢をさらに準備をしている段階でございます。

ただ、先ほど申しあげました親戚、あるいは知人を頼ってきた方についても、もう津波で住宅もないという方もおるようでございます。中には家族が亡くなったという方もおるようでございます。ここに来れば親戚の家に 10 何人もなかなかいれないというような状態でありますので、当然ながら例えば雇用促進の住宅とか公営住宅とか民間のアパートとか、あるいは空き家、こうしたことのあっせんもこれから取り組んでいかなければならないなと思っております。

いずれにしても緊急事態でありますので、人命を最優先しながら私どもも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、県を通してでございますが、にかほ市に対しましては、後で詳しい内容については担当の課長からお話をさせますけれども、18体の火葬を依頼されております。これは期間が大体1週間くらいの期間だと私記憶したんですけども、その期間で18体の何とか火葬をしていただきたいというのを県のほうから依頼を受けておりますので、これについても対応をしていかなければならないのではないかなと思っております。

なお、16日から各サービスセンターで支援物資、あるいは義援金、これを受付しておりますけれども、大変多くの支援物資が集まっております。この物資については、一たんこのサービスセンターで整理して、下着類は下着類、毛布類は毛布類とか整理して段ボールにまとめて由利振興局のほうに届けておりますので、それが県庁にあって、今日のテレビにもありましたが、知事があの大きいトラックに載せているようなインタビューありましたけども、ああいう形で被災地のほうに届けられている状況でございます。これからも明日から三日間の連休になりますが、それぞれの課各サービスセンターに職員を配置して、その支援物資の整理に当たって適切に被災地に届くように対応してまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 生活環境課長。

●生活環境課長（須藤正彦君） では、私のほうから今、市長が話ありました火葬の件について説明申し上げます。

岩手県の県知事を通して秋田県庁のほうへ火葬の依頼、これが県内の全焼却施設、そちらのほうへ話がありました。その調査がありましたので、うちのほうは仁賀保斎場と象潟斎場、二つありますので、それぞれ一体ずつ可能と、そういう形での返事をいたしました。日にちは19日から27日まで、細かい時間とか、それから受け入れのその詳細については追って連絡をすると、そういう形ですので、取りあえずの報告です。以上です。

●議長（佐藤文昭君） それでは、今の市長等から報告ありましたけれども、若干皆さんから御質問を受けたいと思います。村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 受け入れ態勢に頑張っているし、または支援態勢もとって大変よかったと思います。あとは松島への支援、そして市内のガス、水道なども後で聞いてみましたら、非常な努力をして、何とか供給を続けたという話も聞いて、本当によかったというふうに思っております。

ちょっと話がありましたけれども、受け入れの中で食事準備等にボランティアというふうな話ありましたが、私も電話でボランティアに行きたいと、おにぎり握ったりしたいと、中越地震のときにも行っていたという市内の若い人から電話がありました。ですから、例えばそういうチーム編成するなどについて、市のほうで窓口でもつくってもらえれば、そこを束ねて派遣したり、あるいは今の受け入れたところでの仕事というふうになると思いますので、広く呼びかけていってほしいのではないかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 検討させていただきます。

●議長（佐藤文昭君） ほかにございませんか。池田議員。

●17番（池田好隆君） せっかくですから、今の村上さんの話と大体にかよいますけれども、何ていいますか支援の関係、向こうにやりたいというのと、恐らくこのにかほ市も将来に向けて少し増えてくるんじゃないかなという感じちょっとするわけです。全県規模の新聞なんかを見ますと。そうすれば、向こうにやりたいという人と、ここでやはり使ってほしいというふうなものも出てくるのかなという感じがするわけです、まず、食べ物とか衣類とかですな。それで、各サービスセンター窓口と言いましたけれども、そういうふうなものも各3地区のサービスセンターが窓口というふうなとらえ方でいいのでしょうか。その窓口を、あるいは別に何かつくるとかというふうなことなのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 窓口については3地区ですけれども、その物資についての一括は危機管理センターのほうでやります。それで、今回もし向こうのほうから来た段階においては、その中からちょっと分けてもらうという形のものもさせていただきたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 宮崎議員。

●7番（宮崎信一君） 今日の新聞等でも県のほうの受け入れということで2万5,000人ですか、というもございましたが、この今、市長がおっしゃいましたその南相馬市というのは、直接こちらのほうに、その枠の中に入っているというのではなく、直接という考えでよろしいのでしょうか。

それともう一つは、松島町のほうは、そういう避難してこっちに来るといふ、そういう話の連絡とかというのはあったのでしょうか。2点お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 南相馬市については直接市長から私のほうにお願いの電話がございました。そういうことで検討させていただいて、じゃあ80人から100人ぐらいは受けましょうという形になっております。ただ、向こうのほうでも足がないので大変困っているようです。そこで千葉県県の例をとりますと、同じ南相馬市ですけれども、それは民間のバスをチャーターして、受け入れる側が民間のバスをチャーターして、その30キロメートル圏内から外れた部分の集合場所につくってもらって、そこに集まっていただいて、そこから乗せてくると。うちのほうは市のバス2台を使って同じようにして30キロメートル圏内から外れた集合場所を設定して、そこまでは自力で来ていただくと。そしてそこからうちのほうのバスでここまで運んでくるという形の態勢をとりたいと思っております。

松島町については、今の原発から直線距離にして100キロメートルございますので、今の段階ではこの事態がもっとも悪くならない状況の中では、この事態は発生しないのではないかなと思っております。もし松島町がそういう事態になれば、今1ヵ所やっていますが、いろんところ、むらさぎ荘からスマイルから午ノ浜から老福——いろいろ施設は見えて回っています。この次のときはここにやりましょうという形のものまでは私たちも検討をしているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） これで市長の報告を終わりたいと思います。

---

午前10時14分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第42号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び議案第43号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての議案2件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めております。

ただいまの件について議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤光君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。本日9時半から議会運営委員会を開催いたしましたので、その御報告をいたします。

既に議員の皆さんのお手元に配付されていますとおり、議案第42号、第43号のこの2件は、本日の追加日程にすることといたしましたので、よろしく願いいたします。

日程第1と第2で当局の説明を求めるものとしております。

なお、説明が終わり次第、質疑をその後に受けますので、御配慮のほど、よろしく願いいたします。

採決は議案第41号が終了次第行いますので、よろしく願いいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日、追加提案されました議案第42号及び議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第1、議案第42号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び日程第2、議案第43号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 追加議案を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、提出しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 42 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）についてでございます。補正予算の内容については、歳入及び歳出予算の額の変更はありませんが、このたびの大震災により清掃費及び住宅費事業で委託していた事業者が被災し、業務停止状態に陥ったことや小・中学校費や道路橋梁費、事業費において、工事に伴う燃料、資材等の調達ができないため、予定事業の年度内完成が見込めないことから繰越明許費、補正 7 件について翌年度へ予算の繰り越しをお願いするものであります。

次に、議案第 43 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてでございます。補正予算の内容については、今、説明をいたしました議案第 42 号と同様でございますが、歳入及び歳出予定額の変更はございませんが、このたびの大震災により総務管理費及び下水道事業費において、工事に伴う燃料、資材等の調達ができないため、予定事業の年度内完成が見込めないことから繰越明許費、補正 2 件について翌年度へ予算の繰り越しをお願いするものでございます。

詳細については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、担当部長から補足説明を行います。総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） 議案第 42 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の補足説明をいたします。

2 ページを御覧ください。新ごみ処理施設用地比較検討報告書作成業務と住生活基本計画策定事業につきましては、地震によりまして仙台にある営業所が被災したために業務機能が停止して今年度中の業務完了が不可能になったものでございます。新ごみ処理施設用地比較検討報告書は、仙台市若林区にあります株式会社エイト日本技術開発東北支社が受託をしております。

住生活基本計画策定事業につきましては、仙台市青葉区にございます協和コンサルタンツが受託しているものでございます。

小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、仁賀保統合中学校外構等整備事業につきましては、震災によりまして工事に伴う燃料や建設資材の調達ができないために年度中の完成が見込めなくなったものでございます。

仁賀保公民館排水管修理事業は、アスファルトとコンクリートの調達ができないために年度中の完成が見込めなくなったものでございます。

市道新設改良事業につきましては、アスファルト製造のプラントが停止しまして再開の見通しが立たず、屋敷田 2 号線道路改良の舗装が行えないことから繰り越しをするものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。



●産業建設部長（佐藤家一君） それでは、議案第 43 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

1 款の総務管理費であります。これについては笹森クリーンセンターの浄化槽、現在 2 系半の浄化槽で処理しております。そのうちの一つに浄化槽内にスクリー型バッキ機というのが四つついております。そのうちの 2 基について修繕を現在発注しているところでもありますけれども、材料の調達が困難になったということで年度内の完成が見込めないということから繰り越しをお願いするものでございます。

なお、この受注会社については、仙台の株式会社クボタ環境整備が受注いたしております。

2 款 1 項の下水道事業費であります。これについては、仁賀保地区が下水道管の布設工事が 1 件、それから道路復旧工事が 1 件、象潟地区が下水道管の布設工事が 3 件、合計 5 件の工事であります。これについての管渠の布設についてはほぼ終わっておりますけれども、道路のアスファルト復旧が合剤の調達ができないということで、舗装会社が製造を中止いたしております、年度内の完成が見込めないということから繰り越しを行うものでございます。

なお、この工事については、地元の建設会社 3 社が携わっております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これで補足説明を終わります。

これから議案第 42 号についての質疑を行います。質疑ありませんか。17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） 議案第 42 号、繰越明許費の補正がありますが、補正のこの変更、市道の新設改良 4 億 2,000 万円が 4 億 5,008 万 4,000 円、こういうふうに額が増えていますが、この辺ちょっと説明願いたいのですが。災害との絡みは全然ないというふうな説明でしたけれども、この説明ちょっとお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 建設課長。

●建設課長（佐藤正君） 私の方から説明いたします。前回繰り越しした件に今、追加になった分なのでございますけれども、こちらは旧象潟中学校の前の屋敷田 2 号線でありまして、こちらのほう、今回 3,008 万 4,000 円の繰越明許をするものであります。延長的には 190 メートルでありまして、舗装だけで約 2,000 平米が完成していないということで、実は 11 日の日、合剤、12 日に舗装するというところで乳剤までまいてるところなわけです。舗装だけ残して本当今回繰り越しすることになりまして、追加で計上したものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 額の違い。

●17 番（池田好隆君） 額がこれだものだから、平成 22 年度予算との関係がどうなるのか、3,000 万膨らんだものだから。

●建設課長（佐藤正君） 要するに工事請負費が三千数万円増えた。それが屋敷田 2 号線の工事請負費でありますけれども。

●議長（佐藤文昭君） 17 番池田好隆議員。

●17 番（池田好隆君） 分かったような気がするんですが、そうすれば平成 22 年の予算のそのこの工事費の中では、その中でくるめるといことなんでしょうな。それちょっと再確認。

●議長（佐藤文昭君） 建設課長。

●建設課長（佐藤正君） そのとおりでございます。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第42号についての質疑を終わります。  
次に、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号についての質疑を終わります。  
ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時27分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（19名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

### 欠席委員（0名）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	細 矢 宗 良	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

### 説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	市 民 課 長	竹 内 規 悦
生活環境課長	須 藤 正 彦	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐 藤 正

教育委員会総務課長 長谷山 良 管理課長 渡辺 講  
消防本部消防次長 阿 曾 時 秀  
兼 総 務 課 長

.....  
午前10時28分 開 議

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ただいま出席している委員は19名でございます。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。始めに、総務小委員長の報告を求めます。6番伊藤知総務小委員長。

【総務小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●総務小委員長（伊藤知君） 去る3月4日、当一般会計予算特別総務小委員会に付託されました議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）及び議案第31号平成23年度一般会計予算、両議案中、総務部総務課、企画情報課、財政課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局、消防の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については全員の賛成により可決と決しました。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計予算についても全員の賛成により可決と決しました。

審査の内容を報告いたします。

議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）。

総務課関係では、施設耐震改修補助金の自治会の負担割合、自治会の理解、今まで高い改修費への質疑があり、市から上限100万円の3分の2、自治会からは3分の1の負担割合となっており、診断の結果が出ている自治会については内容を説明し、改修等を予定している自治会には個々に説明をしておりますとのことです。

また、補強設計したもので概算ですが300万円から400万円程度の耐震改修工事費とのことです。

また、耐震結果が出され、早急に対応ができなくても何年か後に各自治会で改築、改修のための積み立てをしているところもあり、耐震改修工事については各自治会にゆだねているところです。

木造以外についての耐震診断はどのようになっているのかに関して、今回は木造のみの耐震診断を実施しておりますが、調査の結果、ブロックづくりや鉄骨づくりの建物がありましたので、平成23年度以降の耐震診断となるようです。

防災行政無線等工事の最終総額は幾らかについて、平成19年度から平成22年度まで事業費総額は7億4,377万6,645円とのことです。

一般職退職手当事業負担金について、途中退職分との説明がありましたが、特定の人を想定した分か、何かの事態が発生したときの準備分なのか、予算の性格は何なのか、また、どのような組織に負担するのかに関して、職員が退職した場合に特別負担金というのが計上発生し、平成 22 年度においては定年退職者 11 名分、それ以外の退職者、普通退職が 3 名分、うち 1 名は年度途中の退職者となり、合計で 14 名分の特別負担金となり、負担金については秋田県市町村総合事務組合に負担するとのことでした。

財政課関係です。財産収入について土地売り払い収入は国土交通省と個人分、その個人はどのような経過なのか、個人に対する売り払いはすべて希望者の申し込みにこたえた売り払いになっているとのことでした。

運転管理費の燃料費の減について、電気自動車を各庁舎間を走らせているようですが、走行距離が思ったより走れないという不安があると聞きましたが、気象条件なども考慮して実際の使い勝手はどうか、現在シャトル便は象潟庁舎と仁賀保庁舎を 2 往復しており、電気自動車の 1 回の充電の走行可能距離は、仁賀保地区ではほぼ 120 キロメートルとされていますが、使用条件等により走行距離が半減し、したがって一回仁賀保地区に行って戻ってきて、昼休みにもう一度充電してから、午後から出かけるという方法をとっているとのことでした。

湧水使用料について、市有地に栄田電機が掘削して使っているということですが、土地の売却はの質疑には、この湧水の場所はむらすぎ荘の栄田電機側の市有地で、その土地から湧水が出ているものを栄田電機が工場の冷却水用に使用して、市に権利があるということで使用料をもらっている。むらすぎ荘の斜面にある土地なので、その部分だけを売却できるかは分からないとのことでした。

池田好隆委員より当小委員会に質疑がありましたので報告いたします。

ガス事業貸付金 5,000 万円についてです。一つ目は、最終年度で一括返済する理由は何か。二つ目は、企業会計の長期貸し付けについて限度額はあるのかという質疑であります。

最終年度で一括返済する理由は、今回貸し付ける要因は、料金改定で見込んだだけの販売量に届いていない。原料価格が高騰している。料金設定も市民の負担を考えて設定したことから収入が伸びていないということで、現在、資金不足に陥っているとのことでした。その対策として、平成 23 年度中に原価を見直し、平成 24 年度で料金改定を行い、単年度の黒字化を目指すとの説明でした。

しかしながら、今現在の世界情勢における原油価格の高騰、LNG 等の原料価格の高騰などが予想され、ガス水道局の資金計画では、今後 5 年間の中で起債償還が 3 億円あるということでした。平成 24 年度で料金改定を目指しますが、すぐにどれくらいの増収が見込まれるか予測が困難である状況にあることや、料金改定をしてすぐに経営の体力向上が図られるか見きわめる必要があるために、まず 5 年という期間を定めたところであり、返済期日については 5 年目の満期日で一括返済としたとのこと。ただし、資金的に余裕があれば両者の協議の上で繰り上げて償還することはできる契約にしたいとのこと。平成 25 年に民営化という計画もあります。経営状態も見きわめ、協議しながら進めていきたいとのことでした。

一般会計から公営企業への長期の貸し付けを行う場合の限度額等の制限はなく、地方公共企業法の規定で、一般会計から長期貸し付けをガス事業会計が受ける場合は、2 種類に分けられ、一つ目

は建設改良に充てられる資金、二つ目は公営企業の運転資金のようです。そして、借り入れた場合は適正な利息を支払うことが適当とされていることのようにです。以上のような考え方に基づいて貸し付けが行われているとのことですので報告いたします。

企画情報課関係であります。国際交流事業の人員の減ですけれども、派遣と受け入れでどのような傾向にあるのか、今回たまたまこういう減があったのかに関しては、これまで合併後の派遣事業にあって、中学生の生徒の応募状況を見ますと、その年度年度で申し込みが多いときと少ないときがあるように見受けられ、今年に限って定数を欠くという事態に陥ったとのことでした。

縁結び事業の件で、県は県で独自にいろんな方法で取り組んでいるようですが、当局も取り組んで時間が経過し、実績と今後の重要な課題をどうとらえているのかに関して、平成 22 年度、県の少子化対策交付金ということで創設された 1 年目で、その趣旨にのっとった事業計画をした。課題ということで周知の方法の一つ課題があり、男女の出会いを創設する計画であったが、女性がなかなか応募していただけない。男性は計画どおり、またはそれ以上の応募があった。女性の参加が非常に少ないということで、当初の計画から回数を減らしたりしている。2 回のツアーも計画したが、1 回は参加者不足で断念した。総じて共通しているのが、女性の参加が少ない、見込めないことが一つの課題とのこと。

繰り越しで地デジの対応が 7 月 24 日まで全事業が完了し、全世帯が見られるということにより、しいかに関して、事業の進捗状況によるが、今のところ間に合う見込みで、ただ、万が一間に合わないための、ホワイトリストというものに登録し、暫定措置として衛星放送を持っていない世帯には無料で国が取り付けて、衛星放送を使って地デジ放送を受信できるようになるとのことでした。

税務課関係についてでございます。入湯税で歳入の減額はめずらしいが、その理由は何かに関して、入湯税はたばこ税と同様に年々 10% ほどの減少となっているが、宿泊客が減っているのが主たる原因であるとのことでした。

消防関係について。現在の消防団員定数と団員数に関して、現在の団員数は定員 650 名に対し 598 名であり、予算としては 610 名分をとったが、その差額が減額となったものであると説明がありました。

以上、議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）の報告を終わります。

次に、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算に関する審議内容を報告いたします。

総務課関係です。木造住宅耐震改修関係、集会施設耐震改修関係、ブロック塀撤去関係について戸数が増えれば補正対応するののかは、耐震改修等関係予算については早急に対応できる分として計上しており、今後、要望等があれば補正対応をしていきたいと考えているとのことでした。

コミュニティバス委託料で車両への広告や本格運行をする路線に対して、名称やネーミング等を募集する考えがあるのか。また、路線、運賃等収入について、釜ヶ台線の料金設定はどのように考えているのか。距離的には矢島館合線を実行すると近いのではないかと。羽後交通時代の運賃差は、また本格運行後、検討委員会の存続についての当局の考えはについて。院内線についてはバス車両の名称、愛称をつけて運行している。他の路線も含め、市で運行しているバスを「にかほ市コミュ

ニティバス」という名称で運行して定着しているのではと思う。本格運行後も検討委員会を開催していきますので、広報、愛称等についても検討することです。他の路線も含め、距離で運賃設定をしており、矢島館合線の運行については、小出地区が交通空白地域となり、通学に必要な児童生徒の利用ができなくなるので、釜ヶ台地区だけでなく他の地域とのバランスを考えて運行路線を設定しているとのこと。

羽後交通が運行していた釜ヶ台から仁賀保駅までの運賃は800円程度、現在のコミュニティバスは500円となっている。料金設定には検討委員会でも十分話し合いをし、距離に応じた負担は必要でないのかとの意見があった。本格運行開始日についても検討委員会等を開催し、運行状況をみきわめながら検討していきたいとのこと。

委員の構成については、役職についている団体等がありますので、変更になれば委員の構成が変わりますが、区分的なメンバーについては、なるべく同じ方に継続していただけるようお願いしていきたいとのこと。

行政評価・外部評価委員の構成と公平委員会委託料について。年間何回の開催を予定、どのような方を選任しているのかについては、公平委員会は秋田県の人事委員会の中にある委員会で、職員等の不服審査にかかわる事務事業を委託しているための委託料となっている。

行政評価・外部評価委員については、公募委員として2名、市側から依頼した4名の計6名で構成し、年5回の開催を予定し、公募委員2名、行政経験者2名、そして他の2名の計6名で、うち女性が2名となっているとのこと。

財政課関係についてでございます。財産貸し付け収入について、当委員会では土地、建物の貸し付け状況表の提出を求めて審議いたしました。委員からは、財産貸し付け収入の一部をものだけが平成18年から平成49年までと期間が30年と長い、以前から契約があって引き続き契約してきたものなのか、経過の質疑があり、貸し付けの回収については、旧保育園があった場所で建物もまだある。ここは児童館という取り扱いになっており、設置条例があった。平成18年で条例廃止になり、その際に普通財産に所管替えしたのが18年で、普通財産となってから貸し付け申し込みがあった。期間についての30年は借地借家法の30年をそのまま用いたもので、貸付料の算出根拠は財務規則に基づいて、建物は台帳価格の5%、建物の敷地は1.05%と定めがあり、それをそのまま使って算出したとのこと。現在はこの土地について、この方から3月に入ってから買い受け申請書が出ており、売却する方向で協議をしているところとのこと。ただし、他のものとの整合性が見えず、買い受け申請が出て、今、協議中との話だが、どのくらいの金額で協議しているのかについて、価格は路線価格を0.7で割り返したものが一つの基準になり、当時、鑑定業者から参考の鑑定評価をしたデータがあり、それらを参考にして現在交渉中のようなようです。

契約するとき、お互いに具合のよい年次になっているのかという質疑に関しては、また、土地の場合は何年、建物がつければ何年、市で建てた建物であれば何年など、内規のようなものがあるのかに関して、普通財産の貸付期間は財務規則に規定されており、建物所有を目的とする土地は30年、植樹を目的とする土地50年、それ以外の土地10年、それ以外の財産の貸し付け5年となっているようであります。

森林組合の貸付収入、金額増になっているのは何か理由があるのかに関し、にかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例があり、公共団体で公用、または公益事業の用に使用する場合は、財産を無償で貸し付け、または地価よりも低い価格で貸し付けることができることになっており、森林組合はこの条例に基づき、無償貸付となっているようです。

しかしながら、土地改良区が有償になっているということに関しては、この条例は無償で貸し付けることができるということができる規則で、借り手側の申し入れ、あるいは市の施策等により無償貸付が協議されるもので、本来貸付料は公共団体、公共事業であっても、納付してもらうのが基本的な考えであり、土地改良区の貸付料については旧町時代から町で補助するものは補助を行い、町に納付するべきものは納付してもらうという基本的な考え方に沿って協議され、合併後も同じ考え方で進めているとのことでもあります。

企画情報課関係についてでございます。臨時雇用賃金の広報の写真データベース化は何年目になるのか。それと、これはいつごろまで続くのかということに関して、緊急雇用創出対策臨時基金事業が創設され3年目になり、この事業は3年で終了する見込みになっているので、優先順位をつけ、今年一年で概ね終わらせたいとのことです。

報償費の中の慶弔費そのものが企画費のところにあるのはなぜか。また、連絡委員会報酬費はどのような性格なのかに関しては、慶弔費は市長、秘書業務に伴う予算であり、旧町を含めた功労者の方々が亡くなった場合などに香典と花輪などの予算であり、自治会連絡協議会と委員の報酬は、それぞれ旧3地域に自治会の連絡協議会があり、3地域のそれぞれの連絡協議会から4人ずつ出て12名による連絡協議会で会議を開催したときに、一回につき4,000円の報償費とのことです。

事務機リース料、カメラ一式との説明で、市民目線で取材することだが、人選は専門的に公募するのかについて、一眼レフのデジタルカメラ、フラッシュ等一式とのこと。カメラを使用する人については、臨時雇用で雇用した方を最初は取材に同行してもらって、取材補助という形で手伝いをしてもらい、そういったことを繰り返しながら取材のノウハウを覚えてもらったら単独での取材に行ってもらおう。記事を書いてもらうようなこともあると。しかし、あくまでも臨時雇用でフィルムデータベース化をすることが主業務になるので、そちらの方は試みとしてやっていきたいとのことでした。

縁結びめぐりあい事業は平成22年度は参加人数が多くなく、女性の方が少ないということだが、結果的に縁結びの成果、それと人数をどれくらいの結果が出ているのかに関し、平成22年度の縁結び事業の結果は、若者交流事業、異業種交流会、参加者数は5回で男性が55名、女性が46名の101人、出会いのツアーは参加者は17名、男性が9名、女性が8名、その他トーク&コンサートを行い、コンサートには一般の方も聴講いただき約100名、出会いの場には女性の参加がなく、取りやめとなりました。成果として1組、お付き合いをしているという報告がありました。

当小委員会に竹内委員から質疑ありましたので報告いたします。

交流促進事業、縁結びめぐり会い事業報償費と委託料、事業補助金について、平成22年度新規事業でした。平成22年度予算11万円と143万7,000円、50万円と比較して大幅な減額予算です。予算を組むに当たって議論された内容と計上された予算の根拠について、社会教育費の青年男女交



流促進事業とタイアップすることは検討されなかったのか、以上の質疑でありました。

平成 23 年度予算と対比すると減額になっています。この理由の一つが平成 22 年度においては 8 回の計画が実績として 5 回、今回は 4 回の計画ということで、計画回数を減らして、それに見合う予算として減額しております。

理由として、社会教育課において新規に類似の事業を計画し、そちらで 6 回の計画をするということで、そちらに予算配分したということになり、予算減額となります。

出合いツアーの委託事業は、平成 22 年度においては浅草と松島の 2 回を計画したところ、実績として浅草の 1 回ということで、今年度は松島の 1 回を計画しているようです。理由として、浅草は去年実施したところ、飛行機を使った 1 泊 2 日弾丸ツアー的で交流時間が多くとることができなかった。松島のツアーはバスツアーで、交流時間が行き帰りともたくさんとれるということで、平成 23 年度ではこの方向に力を入れたということであります。実績とも組み合わせ、1 回を計画することで減額となっています。

きらきらにかほめぐり会い支援事業、同額予算で出合いの機会の場を提供する団体、法人等、みずから企画して行う場合には市でも支援すること、補助するために支援補助要綱をつくり、対象となる経費の 2 分の 1 の助成、上限が 20 万円、対象事業は講師謝礼、司会等の謝金、講師・司会等の旅費、イベント会場の使用料、バスの借り上げ料等の経費に対する助助です。50 万円の内訳は、上限枠の 20 万円構想が 1 件、半分の 10 万円構想が 2 件、5 万円構想の 2 件、計 5 件で 50 万円です。

若者交流事業、平成 22 年度は異業種交流という形で実施し、同じような路線で計画したとのこと。8 回を 4 回にしたところのようです。予算の根拠は、会場費や実績を踏まえて 1 回当たり 3 万 5,000 円の 4 回分、ほかには周知のチラシ、あるいはポスターがあるようでございます。

出合いの 1 泊 2 日のツアーを計画し、応募人数が 30 人、男 15 人・女 15 人、スタッフとして引率 4 人分、内容は松島のカキまつりへの参加のようでございます。

こういった事業に支援したいということで希望調査をして事業に予算づけをしたということでございます。

税務課関係では、差し押さえは平成 22 年度は何件あったのかに関し、去年のインターネット公売は自動車 7 台分で総額が 271 万円とのことでした。

収入のたばこ税、以前と比べるとどのくらいの差があるのかに関して、平成 20 年度は 1 億 5,640 万円、平成 21 年度が 1 億 4,730 万円、平成 22 年度の見込みで 1 億 3,990 万円、平成 23 年度の予算で 1 億 1,810 万円で、平成 22 年度の見込みと比べますと 15.6%の減だようです。

委託料に関しては、人件費を除けば最も多いのが委託費だが、保守点検委託料とシステム保守委託料、5 業務委託料などの主たる委託先はどこなのかに関し、また、土地移動修正業務、土地に係る情報というのは税務課で分かるのかに関しては、平成 22 年度の市の委託先はジェイビーブライアントという鑑定士や建物であれば中野アイシステムなど、市内の業種にはないようです。平成 22 年度は家屋調査はないですが、藤和測量など市内の業者にもあるとのこと。土地の移動修正は法務局からの分合筆に基づいてやっているとのことでした。

選挙管理委員会、監査委員会の関係については、代表監査委員はかなり多忙で、仕事を自宅まで持って行って行っていることに関して、仕事は事務室で行うべきではないか、そのことに関してどのように考えているのかに関しては、専門の執務室を確保するというのは、すぐには無理かもしれないが、例月監査で使用している第4会議を確保しながら定期監査、決算審査、その他財政健全化の審査があり、常時その部屋で執務できるような環境を整えたいとのことです。

県議選に係る交付金は無投票の場合には交付されない、または削除されるのかについては、無投票の場合、交付金を削除されるため、備品購入費も削減されるとのことです。

議会事務局関係について。備品購入費の本棚や本に関連して、図書室は法律上、つくらなければならないことになっているのですが、今回提案したのかについて、予算査定段階でその話は申し上げた。場所がないので議員控え室をうまく有効活用していただきたいとのことです。委員からは、法律でしなければならないことになっているわけで、強く声を上げていかなければならない。ぜひ来年度の予算でお願いしたいとの意見がありました。

最後に、消防関係についてでございます。消防団員安全装備、装備品整備等助成金に対する補助率と各個人に対するものはどういうものなのかについて、100%助成金で、計画として消防団44班に活動用の手袋を5足ずつ配布する予定で77万円を要望したとのことであります。

常備消防費の19節326万円、これは最低何年ということに、毎年何ヶ月くらいの入学になるのかに関して、消防学校は初任課は約6ヶ月、ほかに警防課、危険物予防査察課、火災調査課、救助課、特殊災害課、幹部過程課、操法指導員講習、救急課程とさまざまあり、それぞれ2週間から1ヶ月くらいの入校が必要です。救急救命士の東京研修所に関しては半年ぐらいの研修となっているとのことでした。

備品購入費中でポンプ車1台とプリンター及び救難ボート、海の水難救助のほうになるボートと考えるとよろしいのかに関し、水難救助ということで湾内、あるいは海水浴場等の水難救助のためのゴムボートとのことです。5名乗りで船外機20馬力くらいを取りつける予定で、引っ張って歩くこと、オールをつけることも可能のようでございます。

消防団施設取り替え工事、横森地区車庫と説明がありましたが、設計上、これだけは確実にこの消防ポンプ小屋としてつけなければならない点、地域の団員の要望にこたえられるような制度になっているのか、光熱水費は消防のほうで支払いしているのかに関して、原資が消防施設整備の起債を使うことになっており、起債の中での条件が待機できる場所、流し、トイレは設計上必ず設けることで、大体42から43平米で小型の軽積載車のポンプ車庫になるとのこと。水道と電気だけは消防本部のほうで予算化しているとのことです。

各自治会と集落あたりで上乘せするということになれば、大きくできるのかに関しては、待機所にプラスアルファはどれだけ足すかということで、それは按分いただき、要は自治会が持ち出しをし、それを最終的に消防のほうに寄附をしてもらうと、そういうことで全部一体で消防本部の管理になるということです。以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

所用のため 11 時 10 分まで休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

---

午前 11 時 10 分 再 開

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10 番小川正文教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10 番小川正文君）登壇】

●教育民生小委員長（小川正文君） おはようございます。まず最初に、今回の地震で被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い被害者の力強い復興を心から願っております。

それでは、本委員会に付託されております議案について、すべて審査を終了しておりますので、報告をいたします。

議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）中、市民福祉部、教育委員会関係については、全員の賛成により可決されております。

議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算中、市民福祉部、教育委員会関係については、賛成多数で可決されております。

審査の内容について報告をいたします。

議案第 21 号につきましては、年末を控え、それぞれの予算の確定、精算によるものが主な内容でございます。

歳入 15 款 2 項 3 目 1 節インフルエンザワクチン接種助成金臨時補助金の減額につきましては、委員から質疑があり、12 月初旬、3,490 人の低所得者の接種を見込んで予算を計上しておりましたが、市内に大きな流行もなく、接種者が予想より少なかったので年末まで 1,200 人を見込んで減額するものであるという説明を受けております。また、PR につきましては、10 月 15 日号にインフルエンザ予防接種に関する広報をしていますというふうに説明を受けております。

歳出につきましては、4 款 2 項 3 目 15 節金浦一般廃棄物最終処分場給水管入れ替え工事の減は、給水ルートの変更により減額であります。この工事につきましては、来年度に行う予定であり、繰越明許費に計上し、346 万 5,000 円を計上しております。

10 款 2 項 3 目 14 節、10 款 2 項 3 目 15 節、各小・中学校の事務機器リース料の減につきましては、その内容について質疑がございました。小学校 7 校、中学校 3 校の学校に情報供給ということで、児童生徒用に多いところで 40 台、少ないところで二十数台のパソコン教室があります。それと各先生の校務用のパソコンがあります。そのほとんどが平成 17 年度に導入しているものであり

ます。5年契約を結んでおります。通常であればリース契約が終了すれば返却等になりますが、最近の契約はリース契約が終了したときも無償譲渡とする契約がほとんどでございます。どちらかがよいか考えた場合、5年経ったらすぐに使えなくなるというものでもないため、期間終了後に無償譲渡となるリース契約をしております。昨年8月にリース契約が切れたものは市の財産となり、現在もそれを使っております。予算的には5年経ったので必要ないというものでもなく、システム上、また、補償の割合を考えても更新をできるように予算化していたものでありますけれども、ソフトはすべて5年前に比べて変わって来ているので、今のもののように変えたほうが良いという考えも実際に更新するに当たって財政課の情報担当と協議して、いろいろな仕組みを話し合った結果、年度内の更新は難しいということで来年度改めて更新するようになり、リース料が不要となったための今回の減額になります。なお、保守は継続して委託をしております。更新については平成23年度の夏休みを計画しております。また、パソコンについてはセキュリティや情報の問題もあるために、簡単に譲渡できないため、十分に検討して対処していきたいという考えであります。問題がなければ市民への還元も考えているということでもあります。

次に、議案第31号についてであります。審査の内容について申し上げます。

歳入では国・県からの補助金、交付金が大きなウエイトを占めています。

歳出では、小学校の6年生までの医療費無料化等を引き続き行い、学校、市民生活、老人福祉等の市民に関係することに関する予算となっております。

審査の内容について申し上げます。

4款1項2目19節特定不妊治療費補助金についてであります。実施方法と負担の軽減について質疑がありました。実施については、本荘の保健所が窓口となっており、保健所での決定にあわせて市での申請を各保健センターで受け付けて実施をしたいと。また、市内には不妊治療をしている人が10人くらいいるとされております。この治療には約30万円前後のお金がかかると言われており、その3分の2を県と市で助成しようとするものでございます。市の補助が5万円、県の補助が15万円となっております。

4款1項2目13節乳幼児等予防接種委託料につきましては、ヒブワクチン予防接種と小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を見合わせる事となったが、にかほ市としてはどういう状況かという質疑があり、今回は厚生労働省の接種を見合わせるということです。任意であっても今は接種ができないという回答を受けております。この件につきましては、伊藤知議員より、本委員会にも質疑通告書が出されております。

3款1項7目13節委託料、設計管理委託料390万円のうち、象潟老人福祉センター320万円についてであります。委員からは、老人福祉センターにおいてはきっちりとした見込みで予算を算定しているのではないかという質疑がありました。市では、床面積420平方メートルで設計してもらっていると。その結果、工事費は6,130万円程度と見込んであるということでもあります。まだ確定ではないようではありますが、平成24年度中には市民の意見を聞きながら工事に取りかかりたいという回答を得ております。

4款1項2目11節消耗品費、その中のフッ素洗口について委員から、児童の虫歯の状況、安全

性、集団で行う必要性について、また、教育委員会との連携について質疑がありました。この件につきましては、村上議員より当委員会に質疑通告書が出ております。フッ素洗口については、虫歯の状況ですが、全国的に見ますと虫歯は減少してきていますが、にかほ市では変わらないようがあります。フッ素洗口に至った理由というのは、虫歯の本数が少ない子と多い子、また、虫歯に対する意識の高い家庭と低い家庭との格差が大きく、集団で実施することで格差を少なくし、小学生から中学生で実施することで、より強い歯質の永久歯がつくられ、虫歯が予防できる。また、子供たちの意識も変わりますし、保護者の意識も変わってくるということが期待できるようであります。個別で実施すると関心のある家庭と関心のない家庭で格差が生じる懸念があるため、フッ素洗口を集団で実施する予定でございます。この事業につきましては、歯科保健事業検討委員会でも推奨していくと決定されております。安全性につきましては、WHOでフッ素化物を使用しての虫歯予防は推奨されており、新潟県でも40年間も実施されてきておりますが、何ら問題なく実施されておりますので、安全と考えております。予算措置につきましては、県の担当機関が健康推進課であり、補助金等の関係があり、健康推進課で予算措置をしておりますけれども、今までも教育委員会と連携してきましたし、これからもいく予定であります。今後も教師や保護者等への説明会等、教育委員会と連携して事業を進めていく予定でございます。劇物については意見が分かれるところでありましても、保管につきましては学校の責任者であります校長がもし学校で保管するのであれば管理を行うということでございます。

4款2項2目13節ごみ処理場計画等作成業務委託料、この件につきましては竹内議員より当委員会に質疑が出されております。審査の内容について報告いたします。

竹内議員の趣旨は、市政報告では説明資料が整った段階で議会、関係住民に説明を実施し、理解を得ながら進めてまいるという説明でございました。ごみ処理施設整備解体スケジュール案では、その時点が明確にされていません。その点についての質問でございますけれども、この件につきましては、業務委託について業者選定、入札、契約が必要となり、その後に決定業者との協議を経てから詳細日程の決定となるようでございます。したがって、業者が決定していない現状での明示はできませんけれども、市政報告でも申し上げましたように、適地選定につきましては本年の秋ごろまでにはタイムリミットという判断をしておりますので、できる限り早い時期に実施して皆さんに報告をしたいという答弁を得ております。

10款1項3目19節学校支援地域本部事業費補助金、この事業は地域の方々の得意な分野を生かして協力してもらいながら芸術、音楽の学習や草刈り、学校環境の整備に協力してもらい、この事業を進めていこうというものでございます。この件につきましては、3月15日付けの広報に全戸配布をしているとのことでございます。

10款2項2目18節備品費の中のデジタル教科書導入については、どのような内容なのかという委員の質疑がございました。紙媒体の教科書で、同じ電子黒板に使えるようなものというものでございます。デジタル教科書では、電子黒板の中に教科書と同じ内容が映し出され、その調べたい部分をクリックすると声や音が出たりするものということでございます。漢字であれば筆順もできますし、そういうコンピューター用のソフトのことです。新しい指導方法として注目されてお

ります。本年度は国語 1 教科を小学校 7 校分のデジタル教科書、ソフトでありますけれども、1 年生から 6 年生まで使えるのもでありますけれども、これを本年度購入するものでございます。

10 款 4 項 4 目 13 節委託料のうち公民館改修工事設計委託料につきましては、象潟公民館のことでもありますけれども、本年度は耐震工事とあわせて内部・外部工事についての設計委託料でございます。

10 款 4 項 3 目 8 節生きがいつくり金浦寿大学授業報償費、これは象潟地区には白寿大学、仁賀保地区にはむらすぎ学園があり、高齢者の健康で生きがいある生活につながる学習に貢献しております。金浦地区に今までなかったのもでありますけれども、今回立ち上げるものと伺っております。

最後に報償費の青年男女交流促進事業についてでありますけれども、趣味講座を媒介として 20 歳から 40 歳の男女各 15 人を全 6 回、6 月中に男性のカウンセリングを行い、1 週間後に女性を対象にしてカウンセリングを行います。7 月に男女混合のカウンセリングを行います。その際に服装のカラーコーディネート、男性・女性に対するエチケットの講座、7 月に陶芸教室を開いて緊密性を深め、終わった後、ティーパーティーを予定しているということでございます。8 月はじめに料理教室を開催しながら、つくった料理で飲み会をやります。8 月に最後の 6 回目の個別カウンセリングを行い、カップリングを図るということでございます。これは情報企画課との関連に関しては、目的、方向性は同じでありますけれども、共通の趣味を持った男女を対象としているという点では異なっていますという回答を得ております。以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。18 番佐藤元議員。

●18 番（佐藤元君） 1 点、今、小川委員長の報告ですと、象潟老人福祉センターの工費が 6,130 万円という報告でしたけれども、これには解体や外構費も含まれているのですか。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（小川正文君） 6,130 万円の報告は受けましたけれども、その内容については特別審査をしております。一応、そういうことであります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。15 番池田甚一議員。

●15 番（池田甚一君） 同じく福祉施設の件ですけれども、75 ページ、設計業務委託料が載っていますけれども、これ審査されたようだけれども、いわゆる委託される側のその設計委託する——設計思想といいますか、最低でもこういう建物にしたいとか、福祉に使い勝手がいいようにとか、当然そのようなことは気持ちとしてあるはずなんですけれども、委員会としてはその辺のあたりは検討、審査されましたか。もしされましたら。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（小川正文君） 金額の報告と設計料についての質疑はありましたけれども、それ以外については、そこまでは審査をしております。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。

【「休憩願います」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休 憩

午前 11 時 30 分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 再開いたします。

教育民生小委員長。

- 教育民生小委員長（小川正文君） ちょっと前の発言を訂正します。この 75 ページの設計管理委託料、これにつきましては老人福祉センターと、それから金浦の老人憩いの家の 7 施設の耐震審査の内容が入っております。その件につきましては、老人福祉センターの内容については、耐震については、規模、それから今後のこと、それから憩いの家の譲渡も含めて今、検討しているということで、今後のことについてはそういうふうに審査をいたしました。

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5 番竹内賢産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5 番竹内賢君）登壇】

- 産業建設小委員長（竹内賢君） 私たちも産業建設予算特別小委員会において、所管をする担当する建設課、特に公共下水道の皆さんが今回の地震において、それこそ日夜励んでいただいて、ガス、水道の関係もありますけれども、市民の生活に支障のないように頑張ったということをいろいろな機会でお話を受けました。本当にありがとうございましたということで委員の皆さんから感謝の言葉が述べられておりました。

それでは、一般会計予算特別産業建設小委員会の報告を行います。

当小委員会に付託されました案件の審査が終わりました。最初に当委員会の予算審議に係る現場踏査を何ヵ所か行いました。場所は金浦漁港の焼却炉、共同受注事業部、室沢地区水路計等調査現場、百目木処理場、武道島排水工事予定場所、ねむの丘、温泉施設はまなすの 7 ヲ所を現場踏査したことをお伝えをしたいと思います。

それでは、議案第 3 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）についてであります。これは内容は除雪費の 6,000 万円の関係であります。全員の賛成で承認です。

議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）について、次に、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算について、議案第 40 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）について、これも除雪関係であります。議案第 41 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）については、雪害復旧についての農業関係の特にパイプハウス関係の補正予算であ

ります。以上の議案の産業建設部、農業委員会に関する事項については、全員の賛成で可決であります。

主な議案についての審査内容を御報告申し上げ、特に平成 23 年度の一般会計予算について申し上げます。

本会議において議案の説明、詳しくされていまして、あるいは議案質疑においてもいろいろされております。そういうことについては委員会でも詳しく説明がありましたけれども、説明の内容については省きたいと思います。委員の皆さんからの質疑に応じて、特にこれからのにかほ市の中で重要な位置を占めると、そういうことについて何点かずつ各課について説明をしたいと思います。

最初に、農林水産課関係であります。この中で農業振興費のにかほ「うめもの」づくり支援事業委託についてであります。これについて、当初あった耕作放棄地の中で畜産振興の計画があったはずであるが、この計画はどうなっているのかと。それについては平成 23 年度には豚を飼育する計画で進めていくというお話でありました。それから、委員の中から、このにかほ「うめもの」づくり支援事業の委託について専門的な指導を受けるなどの手法はとれないのかと。それから、今後やれないのか、やる予定はないのかという質問がされております。これについては、これまで行った報告はない。開発にかかわる委託業務の中に盛り込んであるので、必要であればその業務の中で実施されることとなるという回答であります。

次、水田利活用推進費の戦略作物高収量高品質強化支援事業についてであります。新しい事業であります。これはもみ殻暗渠の実施に至る経過と効果はどう判断しているのかという質問に対しては、県単独事業ですが背景に国の政策としてもみ殻活用しての暗渠事業がありますと。研修視察を農林水産課でもやってきておるようです。藤里町でも基盤整備事業の一環として実用化されております。特に大豆などの戦略作物の拡大に排水機能強化を水田転作の重要な施策として取り組んでいこうというものであります。もみ殻暗渠の持続性は約 5 年をめどに考えておりますという内容でありました。

それから、森林病虫害等防除対策事業費のナラ枯れ対策についてであります。過去 2 年間は県が主体的に事業をやってきました。今度は市がやることになります。ナラ枯れ対策については、市としては地域指定を 4 ヶ所行うと。この 4 ヶ所というのは景観とか、あるいは観光とか、そういうことを考慮に入れてということでしたが、これに対して臨機応変な対応ができないのかと、4 ヶ所で本当にいいのかという質問が出されました。これに対しては、農林水産課としては、過去の松くい虫防除対策の経験があったと。これを生かしたいということで、まず市民憩いの場や景観保全が必要な守るべきナラ林ということで三崎公園、栗山公園、池公園、観音森の一部、蚶満寺を対象に事業を行うと。全量駆除は市が実施するには荷が重い。ここはしっかり守ろうという方向での指定を決めて重点的にそこに投入をしていくと、そういうお話でございました。

それから、水産振興費の漁業経営安定資金貸付について、伊藤議員から質問が出されております。私のほうの加藤委員からも質問はされて、それについて、特に平成 22 年度、1 億 2,500 万円でしたと。これが今回 1,500 万円減額になった理由についてであります。

それから二つ目は、漁業経営構造改善事業が廃目された理由と市単独事業として実施する考えは



ないのかどうかという質問でありました。これについては、漁業経営安定資金貸付については、市内の漁業者の漁業経営の安定を図ることを目的に県漁業協同組合に資金を貸しつけているものとあります。平成 22 年度当初と比較しますと確かに 1,500 万円の減額になっていますが、平成 23 年 2 月末現在の貸付件数は 50 件、貸付金は約 7,800 万円となっております。1,500 万円減額した 1 億 1,000 万円でも 3,200 万円の余裕のある状況にあります。この件については、県漁業協同組合及び漁業協同組合の理事の方とも協議をしており、平成 23 年度当初予算としては 1 億 1,000 万円の計上をして、今後、経済状況等が悪くなり貸付金が予算以上に必要となった場合は検討し、補正予算等で対応したいという回答でありました。

それから、漁業経営構造改善事業の廃目理由、これは赤石浜等の沖合いのアワビの築磯事業であります。昨年の 6 年に —— これは国の方針で補助事業が認められなかったということで、平成 22 年度当初予算に計上していた予算の減額を行っております。市の限られた財源の中で必要とあわせて国・県の支援を受けていくことで具体化、実現してきた事業であり、築磯事業もその一つであります。事業としては 3 年計画で進めてまいりましたが、補助事業としての支援がない状況では、事業着手ができないということで減額補正したという経過があります。平成 23 年度からの事業の再開に向けて鋭意検討をしてきたようであります。平成 23 年度において、これまで続けてきた事業を同様の形で継続したいということで情報収集に努めてまいりましたが、従来のように単に漁場を造成するための工事のみを行うものに対する支援はなく、現在においても国の動向を県を通じて情報収集に努めております。さらに、漁業協同組合とも事業について協議を重ねているところという現状が話ありました。さらに、市が単独で取り組む事業というのは、受益者の要望がどれだけあるかということが重要な点だということです。国庫補助事業がなくとも強い要望等が必要なものであれば、市が単独でも取り組んでいくことになるものと考えます。今回の場合、従来の工事のみの事業はなくなったものの、ソフト事業を含めた形であれば実施できるということで漁業協同組合にも打診しており、現在、実施可能か検討しているところというそういう状況の説明がありました。

次に、商工課関係であります。商工振興費の共同受注システム構築事業委託についてであります。この事業については、事業部についても私たちも行ってお話を聞いてまいりました。質問は、雇用者に毎年面接を実施しておるわけですが、理由はなぜかと。それから、事業終了後に仁賀保システムズに全員雇用される予定になっているのかと。これは 3 年間の事業になっております。雇用されているメンバーは、商工会の臨時職員で 4 月から翌年の 3 月までの 1 年の有期雇用契約となっております。営業が主な業務であることから、一年間の業績等を確認し、モチベーションを上げる思いも含めて面接を実施しているものであるということです。平成 24 年 3 月で任期を終わることになります。これ以降の事業化は、現段階では難しい状況にあるということのお話でした。事業化に向けた規模については、今年 9 月までの上半期をめぐりに判断することにして、受注会や企業の皆さん、商工会、共同受注部のメンバーと目標に向けて頑張っていこうという話し合いを今しているところですよという回答をいただいております。

次に、観光課関係であります。観光総務費の観光物産センター整備構想検討委員会と観光物産セ

インター整備構想委託についてであります。この点については、一般質問とか、あるいは議案質疑、あるいは当局の説明でもかなり話がされておりますが、これについて二つの予算関連と協調がどうなっていくのか、委託期間と検討委員会の開始はいつごろかという質問が出されて、それについては委員会の前に分析が必要だと。委託が先行して現状を把握した資料をつくることになるということです。観光課も類似施設を視察して情報を得ているということです。これらを整理して検討委員会に提示して検討していただくこととなります。コンサルタントも入れて最終的な意向を市長に提案していただきます。実施計画まで、まだ時間がかかると思われます。検討委員は 10 月ごろと考えているということです。一步進んだ建設に向けての委託を平成 24 年度に考えていると。

—— ごめんなさい、検討委員会は引き続いて平成 24 年度もということで、一步進んだ建設に向けた —— 何ていうか計画 —— 検討委員会を平成 24 年度もやって、そして検討をしてもらおうと、一步進んだ、建設に向けたたいということです。象潟インターチェンジができる前に完成しなければならないので、それに向けて計画していくということでありました。

それから、質問として、ねむの丘周辺拡大整備ありきという感じですが、どうなのかという質問がされております。この中で市長答弁でいろんな条件、点在する観光資源と地域に来る観光客の動線を考えても、道の駅の周辺を整備したほうが効果が大きいという考え方です。これは市長の答弁です。一般市民の考えを聞く検討委員会を立ち上げるので、そこにありきという考えでは進まないと思います。いろんな条件、コンサルタントに委託して、仁賀保を含めたインターチェンジのどこが適正なのかも報告されると思います。費用対効果からも新たに駐車場何千台も完備した施設をつくるとなれば相当の経費がかかるということで、総合的なことでねむの丘のほうがいいだろうというのが市長の見解ですが、委員会では白紙状態から検討になるというふうに回答をいただいております。それに対して委員からは、西目パーキングに案内パンフレットを置くとか、仁賀保インターを下りてから国道沿いに簡易な観光案内所的なものを設置することも検討していくべきじゃないかという意見がありまして、これに対しては、意見を踏まえてコンサル業務及び検討委員会の中で話し合っていきたいという回答であります。

それから、建設課関係であります。補正第 8 号の除雪予算 3,500 万円の増額についてですが、平成 17 年の大雪と比較して排雪の費用がどうなったのかということについて、倍以上かかっていますということで、具体的な数字も出されているわけですが、この点についてはもし皆さんからありましたら話をしますが、いずれ倍以上かかったと。

それから、機器類の整備について今の状態でいいのかどうかという委員からの発言もあります。これについては、機器の整備については排雪の要望が多いため、小型ロータリーを 1 台増やす計画をしていると。現在、ロータリーは 4 台ですね。平成 23 年度補助金活用の本要望は終了しておりますけれども、変更申請で購入可能かということ、可能であるという確認がとれば、財政課と協議して補正予算等で対応していきたいというお話でありました。

それから、議案第 31 号についての建設課と管理課関係で、道路橋梁新設改良費の測量設計業務委託料の武道島地区の排水に係る設計について、委員から現場視察を、踏査を行う意の質問が出されたことについて、住宅側の雨水排水について高さ等を当たり、護岸改修の方法、必要性を判断し

ていくことになりませうという答弁をいただいております。

それから、まちづくり交付金事業の竹嶋瀉周辺の整備と車の乗り入れについてであります。3メートル埋め立てをして周辺の道路を広げて、そこに桜を植えるという計画であります。これについては、竹嶋瀉周辺の整備等が車を乗り入れて大丈夫なのかと、せっかく静かな状態の中で桜を楽しみたいとか、あるいは散策を楽しみたいということに車を入れることがどうなのかという質問、意見もありました。それについては、待避所を2カ所設けると。ただ現在、市道認定されており、民地もあって、通行どめは難しいと。ただ、しかしながら、管理は観光課なので、管理のあり方については今後見直すということで話し合いをしていきたいという、そういう回答をいただいております。以上であります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） すいません、共同受注に関して二つほどお聞きをしたいと思っております。話し合っただけで、審議していなければ結構ですけれども、一つは今、委員長の報告で業務としてはまず成り立たないというような方向の話ありましたが、では手法的にその共同受託事業部、どういう展望を持っているのか、話し合いはされたというような話ですけれども、委員の中、あるいは視察に行ったときのその状況というのを報告していただきたいということと、行政としてどのようなバックアップがあったのか、協議しているようであれば報告をお願いいたします。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（竹内賢君） 率直に言いますと、事業部に行ってお話を伺いました。ニュースもこれまで12号ですか、発行されて、見ておりますけれども、例えば受注状況、何千万円とかという受注はないわけですね。160万円とか150万円とか、そういうものをじゃあ受注する企業が、現在は製造業が上向きというかそういうことで、私のほうは受注できませんよとか、私のほうでは手いっぱいですと、私のほうで受注した仕事でと、そういう企業も一覧表を見ますとあるようなんです。そういうことが一つ、現状があったようです。

それからもう一つは、何というか不具合というか、製品の検査するわけです。これは立派な3次元の検査機をリースをしてやっているわけですけれども、そういうことで調べても、何%じゃなくて50%ぐらいの例えば不具合が見つかったとか、そういう状態も、これは極端な言い方をして、それが一般的ということじゃなくて、その不具合が見つかった製品というのがかなりあるということについては一覧表、ニュースを見て感じました。したがって、この後の事業化というかシステムズがやっていくためには、私のこれは感じですけれども、かなり難しいだろうと、そういう思いをしております。

それから、当局のあれですね支援というか、かなり緊密に商工課が一生懸命やっていることは間違いないと思っております。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対す

る質疑を終わります。

昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 0 時 58 分 再 開

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第 3 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 3 号に対する討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 3 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）に対する小委員長の報告は承認です。議案第 3 号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立全員です。したがって、議案第 3 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）は、小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 21 号に対する討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 21 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 31 号に対する討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 31 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計予算については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 40 号に対する討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 40 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての小委員長の報告は可決です。議案第 40 号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立全員です。したがって、議案第 40 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）については、小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 41 号に対する討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 41 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）についての小委員長の報告は可決です。議案第 41 号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立全員です。したがって、議案第 41 号平成 22 年度

にかほ市一般会計補正予算（第9号）については、小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午後1時07分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午後1時11分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第3号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から日程第41、議案第41号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてまでの議案39件、日程第42、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書から日程第46、陳情第5号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情までの陳情5件、計44件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。始めに、総務常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知総務常任委員長。

【総務常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤知君） 去る3月8日、当総務常任委員会に付託されました議案第4号にかほ市コミュニティ防災センター設置条例制定について、議案第5号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第15号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について、審査が終わりましたので、報告いたします。

議案第4号にかほ市コミュニティ防災センター設置条例に制定については、全員の賛成により可決と決しました。

議案第5号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決と決しました。

議案第14号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部を変更について及び議案第15号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分については、全員の賛成により可決と決しました。

審査の内容を報告いたします。

議案第4号にかほ市コミュニティ防災センター設置条例制定については、審査前に施設の視察を行っております。当施設は、まちづくり交付金で平成22年8月から12月までの工期で木造平屋建てで207平米、工事費4,446万7,500円で、建設課において設計、設工を行い、4月1日より総務課防災危機管理センターで管理を行うとの説明がありました。

委員からは、使用料の減免に関する質疑がありました。非常時には使用料は無料で、自主防災組織利用も無料とのことです。市内組織の利用が無料ですが、今後、規則、あるいは内規等で市外の利用者に関しては検討するとのことです。減免される団体は、教育関係のPTA、部活動、スポーツ少年団関係、行政関連として自主防災、行政、人権、納税相談等さまざまな団体、その他としては国際交流、町内の祭典等であります。各公民館、青少年ホームで減免している団体等を参考に減免設定しているとのことです。ただし、設置条例第4条のとおり、非常時には防災対策活動が優先となるとのことです。鍵の管理は人材派遣センターに依頼し、管理人が開閉するとのことです。



また、防災備蓄倉庫については、その地域のみでなく市全体と考えるのかに対して、金浦地区の備蓄倉庫として考えているが、災害時には市全体の備蓄倉庫と考えているとのこと。防災目的以外の使用で午後9時以降の利用は、何を想定しているかに関しては、利用しやすいように配慮したとのこと。

池田好隆議員より、コミュニティ防災センターが防災活動の拠点及び一般住民の防災意識の向上のために十分に機能できるかという質疑に関しては、十分機能できるものと答弁をいただいております。

議案第5号にかほ市長等の給与支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、三役で年間300万円、管理職手当年間200万円減ですが、今回も減額になるのか、また、管理職会議で決定されたものなのかとの質疑があり、全管理職の10%減となり、全管理職には副市長と総務部総務課長が各庁舎に出向き、説明し、理解を得られた形とのこと。また、この件は報酬等審議会の意見を聞くことはないのかの質疑に、本則を変更しないまま一時的に減額するケースなので、報酬等審議会の意見を聞くようなことはしていないとのこと。

議案第14号本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更については、特に質疑はありませんでした。

議案第15号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分については、委員から老人ホーム幸風荘はどこにあるのか、取り壊し費用について質疑がありました。岩城にある広洋苑の敷地内にあり、取り壊し費用は当市にかほ市と由利本荘市で負担し、組合で費用を支払うということであります。

以上、報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10番小川正文教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10番小川正文君）登壇】

●教育民生常任委員長（小川正文君） それでは、本委員会に付託になっておりました議案の審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第6号にかほ市立仁賀保中学校建設基金条例を廃止する条例制定について、議案第7号にかほ市教育サポート基金条例制定について、議案第8号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第22号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について、議案第23号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第24号平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第25号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、議案第26号平成22年度に

かほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 32 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第 33 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第 34 号平成 23 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 35 号平成 23 年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、いずれも全員の賛成により可決されております。

次に、陳情第 3 号日本弁護士連合会の意見書を踏まえ、小学校におけるフッ化物洗口事業について凍結を含む再検討を求める陳情書、次に、陳情第 4 号にかほ市小中学校におけるフッ化物洗口事業についての陳情書、この 2 件は賛成少数で不採択としております。

次に、陳情第 5 号 2011 年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情については、全員の賛成により一部採択となっております。

審査の内容について申し上げます。

議案第 6 号にかほ市立仁賀保中学校建設基金条例を廃止する条例制定については、提案理由にもあるとおりであります。平成 23 年 3 月に工事が完了するために条例を廃止するものでございます。

議案第 7 号にかほ市教育サポート基金条例制定について、この条例は平成 21 年度と同様に学校生活サポート支援員、学校図書事務員を市の臨時職員とするために、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して基金を積み立て、財源として活用するものでございます。委員からは、この交付金はあと何年ぐらい続くのか、交付金措置がなくなればどうなるのか、また、この事業については交付金がかかるかこないかにかかわらず経常経費の中から予算措置を行い、基金をつくる必要があるのかという質疑がございました。当局の説明では、交付金の継続は国の方針次第であるという答弁を受けております。また、交付金措置がなくなっても、この事業を継続していくのかということに対しては、またこの事業を継続していくという答弁を受けております。また、住民生活に光をそそぐ交付金は、委託を行った場合には基金をつくらず直接使用できるということですが、今回の外部委託を打ち切ったということで、計上した予算を継続して確保するために交付金の条項で基金に積み立てることが可能ということで、この基金をつくるものでございます。また、この交付金の条例では、2 年以内に取り崩すものとされております。

次に、議案第 8 号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、この条例については大竹・前川簡易水道を上水道に統合するもので、条例の一部を改定するものでございます。給水対象人口は、大竹地区で 371 名、大飯郷地区 24 名、前川地区 254 名の計 649 名でございます。配水管の延長は、大竹地区では 3,880 メートル、前川地区では 2,680 メートル、配管のルートは、大竹地区では本郷地区から、前川地区では北部工業団地からの配水とすることになるようであります。委員からは、切り替え時の対応についての質疑がございました。切り替え時には、生活に支障のないように、あらかじめ日時を定めて、職員、水道業者が立ち会って対応してきたということでもあります。また、説明会では、料金の問題についても特に話はなかったという説明を受けております。

議案第 18 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、特にございません。

議案第 22 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）につい

て主なるものは、歳入では国保税と一般会計繰入金の増額、歳出では医療費の減額、退職者の医療費増額が主なものでございます。

議案第 23 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）については、実績による精算が主なものでございます。

議案第 24 号平成 22 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、主に実績によるものでございますが、歳入では一般会計保険料の増額、減額、歳出では広域連合納付金の減額補正でございます。

議案第 25 号平成 22 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）については、主に実績に基づくものでございます。本年度で廃止されるものでございます。

議案第 26 号平成 22 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、主に大竹・前川地区の簡易水道の事業の確定によるものでございます。

議案第 32 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、これについては例年と同じような予算の計上を行っているようでございます。国保医療費、共同事業、人間ドックの助成費等、検診に対する事業が主なものでございます。

議案第 33 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、来年度も患者の減少を見込んで計上をしております。その一方で、ミニドラック的な検査ができるようになったということで、ホームページにもこのことを掲載し、収入増に貢献していきたいということでございます。委員からは、機械の更新についての質疑がございました。耐用年数を越えたものを使っているものが多く、補修・修繕を行いながら年次計画で対応していきたいとの答弁を受けております。

議案第 34 号平成 23 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、例年とこれも同じような計上でありますけれども、委員からは、特別徴収と普通徴収の徴収方法が一つになったのはなぜかという質疑がございました。この事業は平成 20 年から始まったものでありますけれども、他の事業につきましてもこのような徴収方法がないということ、また、特別徴収と普通徴収を選択できるようになったということで、こういう方法で来年度から行う予定でありますという回答を受けております。

議案第 35 号平成 23 年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、この予算は主に釜ヶ台地区の水道整備に伴うものでございます。釜ヶ台地区の事業は平成 23 年度で完了の予定であります。

本年度は浄水場の外構工事、その他の残務工事となります。簡易水道では、残っているのは上小国、小砂川、上浜地区であります。平成 28 年度で完成の予定をしております。

次に、陳情第 3 号、第 4 号についてでございます。この件については本会議一般質問等で質疑があり、また、委員会でも時間をかけて審査を行ってまいりました。審査の内容については、さきの予算委員会で述べたとおりでございます。特に委員からは、当局の説明では、保護者、先生と一緒に説明会をやるという説明がありましたが、委員からは、保護者、先生と一緒に説明会を行うのではなく、保護者は保護者、学校側といいますか先生は先生ということで説明をすべきではないかという意見が出ております。当局の説明では、今後は保護者と教師側との説明は別々に説明会を開い

て行い、十分な理解を得てこの事業を進めていくということでありました。また、このフッ化物洗口事業については、健康にかほ 21 の計画の中にもあるということで、にかほ市では推進していきたいということで予算を計上しましたということでもあります。この計画には市民が参画しており、決まった計画でありますので、それを踏まえても推進していきたいと考えているということでございます。

次に、陳情第 5 号についてであります。この件については委員会できざま意見が出ております。現在の社会情勢をかんがみ、委員会では、意見書の案の趣旨であります①の消費者物価指数の低下を理由に政府が予定している 2011 年度の年金引き下げ改定に対して、その撤回を求めるということは妥当ということで、賛成をしております。②については現在の社会情勢をかんがみ、困難ではないかということで、①についてだけ採択をいたした結果でございます。また、委員会では、この陳情に対しては意見書を提出しないということで決しております。この件に関しては、委員会で休憩を挟んでいろいろ議論をいたしました、その中でこのような結論に達したものでございます。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 一つだけお聞きします。平成 23 年度の予算にも関係しますし、今回の陳情にもありましたフッ化物洗口事業の集団実施、それに対して私たちが議案質疑の際とか一般質問もしていますけれども、その中で教育長は、理解を得たところからやっていくという話をしました。その中に、私は強制はしないよと、ですから例えば保護者とか、あるいは先生方とか、実際にやる現場が容易でないということで今やる余裕がないとか、あるいはまだまだ理解が不足なので、理解するまでやはりやれないということに対して、教育委員会から、あるいは健康福祉部のほうから先ほどの説明では、一般の市民も入ってのその健康の計画ですと、そういう話でしたけれども、そういうことで強制はしないよと、そういうような委員会での強制はしないということでのやり取りとか意見、あるいは答弁とか、そういうものがあつたのかどうか伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（小川正文君） その件については、委員会でもありました。要するに、保護者、先生方の十分な理解を得ながら、できるところからこの事業を進めていきたいということでもあります。

●議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） いずれ教育委員会がもう主体的にその事業をやっていくということで、健康福祉部のほうからは離れたと、そういう形でいいのですか。そこを前提にした場合に強制、「強制」という言葉は、あるいはあそこがやったからおめだもやらねばねえなどと、やらねのはあなた方だと、そういう形まではいかないのですね。そういう話はあつたのですか。

●議長（佐藤文昭君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（小川正文君） 先ほど申しましたとおり予算は健康福祉部であります。実行するのは教育委員会ということでもありますので、お互いに連携をしながらやっていくということ

であります。

そして、先ほど申しましたように、できるところから、理解を得ながら、保護者、先生の理解を得る、それから地元の理解を得る、そういう学校から少しずつやっていきたいということでありました。

●議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） そうすると、例えば健康福祉部のほうから、まだどここの学校はやっていないので、教育委員会で進めるためのいろんな例えば諸会議とか、あるいは保護者を集めての話とか、そういうものやрьてくださいと、そういう形になるのですか、あるいは健康福祉部のほうから、これこれの今のフッ化物の洗口についての事業を各学校で、ここの学校でやりたいので集めてくださいと、こっちのほうから、健康福祉部のほうから来て教育委員会がそれに乗ってやるというような、そういう方式なのですか。

●議長（佐藤文昭君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（小川正文君） そこまでの説明は受けておりませんが、先ほど申しましたように、理解を十分深めた上でやれる学校といひますか、やれる —— 当然父兄の皆さんの理解も得なければいけない、それから先生方のフッ素のやり方も覚えなければならないという点、そういう点も含めて、やれるところからやるという説明を受けております。やれるところといひますのは、できるところからやるという説明だったと思ひます。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番竹内賢産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番竹内賢君）登壇】

●産業建設常任委員長（竹内賢君） 産業建設常任委員会が終わっております。当委員会に付託されました議案の審査の内容について御報告いたします。

議案第 9 号にかほ市鶴泉荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号にかほ市稲倉山荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号にかほ市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について、議案第 17 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、議案第 19 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第 20 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第 27 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、議案第 28 号平成 22 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 29 号平成 22 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 30 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 36 号平成 23 年度にかほ市公共下水道事

業特別会計予算について、議案第 37 号平成 23 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第 38 号平成 23 年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第 39 号平成 23 年度にかほ市水道事業会計予算について、いずれも全員の賛成で可決であります。

陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書、陳情第 2 号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書について、全員の賛成で採択であります。

主な審査内容について御報告いたします。

議案第 16 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてであります。これについては、道の駅ねむの丘と、それから温泉施設はまなすについて、現在、第三セクターのにかほ市観光株式会社が受託をして 5 年を過ぎております。そういうことで、新たにどうか、また同じくその会社に指定管理者として指定したいという、そういう議案であります。それについて委員からは、選定委員のメンバー構成はどうかと、選定委員会のメンバーは市観光協会、市商工会、指定金融機関の北都銀行、総務部長、産業建設部長の 5 名ですという話。それから、指定管理者について業務評価などを行って選定委員会にかけているのかということに対しては、指定管理者候補者選定評価基準があり、平等利用の確保や利用者サービスの向上、施設の効用発揮、効果的な管理運営、申請団体の能力の 5 項目に対して選定委員が各項目 20 点満点で評価をし、70 点以上があれば候補者に該当すると、そういうことであります。各点について 20 点ずつで——そういういわゆる評価基準に従って今回選定をしたいという話がされております。

それから、議案第 17 号についてであります。公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてですが、委員からは、減額になった理由は何なのかという質問がありました。これに対しては、人件費の減額はありまないと。主な減額は、土木・建築 3,855 万 6,000 円、機械設備 5,979 万 7,000 円、電気設備 4,370 万 1,000 円、場内整備 1,278 万 9,000 円、事業団管理費 675 万 8,000 円の減で、全体で 1 億 6,150 万円の減額だという話であります。これについても池田好隆議員より質問がされております。その中で、変更の事実確認はどのような手順でされているかについて質問されております。これに対して当局からは、当初、事業団と自主点検に基づき、年度協定を締結し、事業団で行った入札で業者が決まります。月 1 回、工程会議を行い、工事の進捗状況や変更の内容を確認する。それに基づいて事業団で変更設計書を作成し、年度協定の変更協定を締結すると、そういう手順で進めているところだというふうに——。さらに最初の 7 億 5,000 万円の協定ですが、平成 19 年に概略設計したものを全体の総額で契約し、年度ごとに契約を結んでいくと。最初は平成 19 年に設定した額で平成 20 年に契約しました。そして実際発注する際に、現在の単価に修正して協定を結びます。協定を結んだ後に入札を行い、請け差等が出てきます。これで額は決まりましたが、工事を進める上でいろいろな要因、例えば転石が地下にいっぱいあるとかないとか、あるいは地下水の地盤の関係とか、そういうことなようです。これで請け差が出てきて、これで額は決まりましたが、工事を進めて——さっきへ戻ります。年度内に変更する場合もあると。それを繰り返して行っていくことによって過去何回も変更し、最終的に 1 億 6,150 万円の減額となったという回答がされております。

それから、議案第 19 号についてであります。にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れにつ

いてであります。これについても池田議員より、にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて5億3,400万円という高額の繰り入れとなっており、予算編成方針でも引き続き増加と説明されている。繰り入れは今後どのような推移をたどるのか、また、交付税で措置される額はどのくらいかという質問が出されております。当局からは、特別会計の性質上、歳入歳出同額予算で、不足分は一般会計から繰り入れされておりますと。差額が繰入金となります。試算表も出されております。目安では平成23年は5億4,100万円で、平成27年は5億3,900万円です。事業計画の変更、突発的な大規模な修繕、その他収支計画の変更により繰入金について数%の増減は出てきますが、現在での試算値としてとらえていただきたいということで池田議員には表もお渡ししております。

それから、公共下水道事業に対する普通交付税での内容ですが、基準財政需要額に算入される額は、排水人口、排水面積、起債額等の数値をもとに計算されるもので、おおよそ3億1,000万円ですという回答をいただいております。

次に、議案第29号平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。一般会計から借り入れ5,000万円について効果はどのくらいあるのかという質問がされております。それに対しては、平成22年度当初から金融機関から一時借り入れ5,000万円、運転資金として借りていると。建設改良費を3月に支出しなければならない、一時借入金は単年度返済をしなければならないので、今回の長期借り入れを一時借入金の返済に充てるものです。平成24年度の料金改定に向けて、平成22年度・平成23年度は今回の5,000万円の借り入れで運営できる見込みだという回答であります。

それから、議案第36号についてであります。池田好隆議員から質問が出されております。平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、委託料270万円、下水道使用料金算定委託料について平成23年度に料金改定の説明があったが、委託の内容及び改定内容と下水道工事1億2,000万円についての面整備の最終年度はいつか、どの地区か、これについてということで質問がされております。これについては——下水道使用料金算定委託料については、農業集落排水とあわせて適正な料金改定に向け試算をしてもらうための委託料です。委託の主な内容としては、両事業の維持管理費の推計、資本費水準の検討、使用料水準の検討、使用料体系の検討等を想定していると。改定内容ですが、業務委託の検討結果を受けて改定幅、改定時期について、市議会等の意見を参考にしながら決定していきたいと。それから、面整備の最終年度は今のところ平成37年度を計画していますと。象潟地区は北部工業団地、金浦地区ははまなす近辺及び下竹嶋潟、仁賀保地区は午ノ浜温泉付近から芹田までの間を考えていると。ただし、いろんな見直し等をやっていきまして費用対効果を含め、合併浄化槽で対応できるものはそちらに変えていくように考えていますという、そういう回答でございました。

議案第38号平成23年度にかほ市ガス事業会計予算についてであります。いろんな資料をいただきました。特に料金改定については、前の9月ですか、決算のときにも話が出されております。それの中で料金改定のスケジュールについてということで、公営企業運営審議会を設けるということになっていますので、その役割とメンバーについてどのようになっているかということ、それについては、スケジュールについては、前回は参考に作成したと。必要に応じて見直すということが言

われています。審議会の役割は条例にあるとおり公営企業の運営に係る重要な事項の審査となっております。招集は市長で、メンバーの役職は問わず、審議の内容に基づき任命している状態ですという話です。その中で委員からは、スケジュール表が渡された中で、料金改定が一応平成 24 年の 4 月 1 日を予定しているのに対して住民説明会が 5 月を予定しているというスケジュール表に対して、需要家に十分な説明が必要だと。このスケジュール表ではうまくないのではないかという話が出されて、当局からは、需要家の理解を求めながら進めるべきだと考えるという答弁を引き出してあります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。9 番佐々木正明議員。

●9 番（佐々木正明君） 一点だけお伺いします。議案第 9 号の鶴泉荘条例の一部を改正する条例制定について、委員長報告はなかったようですけれども、この議案の説明の段階で指定管理者のいない場合も考えてという説明があったわけですが、いない場合が出ないようにいろんな検討するべきだと思うのですが、その点についてどのような審査がなされたのか、何もされなかったのか、その点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（竹内賢君） 何もされなかったわけではありません。現状の鶴泉荘の経営状況 —— これは池田議員からも質問が出されておったのですけれども、現在の経営状況、あるいは現在の建物、土地の資産の状況という質問等も出されて、いろいろと話し合いとか委員会では話をしました。観光課としては、当局としては、引き受けてくれるそういうところに対してもいろんなというか 2 ヶ所ぐらいについて話し合いをしているという話も出されました。何ていうか、建物が建てられたのは平成 11 年ですか、そして現在の現状、ただ最近は特に長期利用していただいている建設関係とかそういうものが今の経済状況をずっと引きずってきた形で赤字になっているという話もされております。そういうことでいろいろ検討はしました。

●議長（佐藤文昭君） 9 番佐々木正明議員。

●9 番（佐々木正明君） 私は検討をしたのかと聞いているので、どういうふうに検討したのか、そこをお聞きしているのです。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（竹内賢君） 委員会としては、現状がそういう現状ですので、例えば今の従業員はみんな臨時者だわけです。そして市が大きく関与をして —— 関与というか指導して、そして経営を成り立つようにしていくことで、ただ、食事関係が専門職員というか資格を持っている人がいないとか、したがって食事は前の食堂から運んでもらうとか、何というか経営として成り立つ一番この利益の上がる部分について改善をするとか、そういう方向を求めていくとか、そういうふうにして指定管理者になってもらえるような環境整備も必要だろうと、そういう話もされておりました。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。17番池田好隆一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（17番池田好隆君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 審査が終わったので報告いたします。

議案第3号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）であります。全員の賛成で承認に決しております。

次、議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてですが、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第31号平成23年度にかほ市一般会計予算についてですが、賛成多数で可決に決しております。

議案第40号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第41号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてですが、全員の賛成で可決に決しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから、一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため、2時10分まで休憩いたします。

午後2時02分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決を行います。

始めに、議案第3号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第3号平成22年度にかほ市一般会計補

正予算（第6号）の専決処分報告及びその承認について（専決第3号）は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第4号にかほ市コミュニティ防災センター設置条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第4号にかほ市コミュニティ防災センター設置条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第5号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市立仁賀保中学校建設基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第6号にかほ市立仁賀保中学校建設基金条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市教育サポート基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第7号にかほ市教育サポート基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第8号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市鶴泉荘条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第9号にかほ市鶴泉荘条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市稲倉山荘条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第10号にかほ市稲倉山荘条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第12号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第13号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第14号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第15号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第16号にかほ市公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第17号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第18号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第19号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第20号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第21号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第22号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第23号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第24号平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第25号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第26号平成22年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第27号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第28号平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第29号平成22年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第30号平成22年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成23年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） 議案第31号平成23年度にかほ市一般会計予算に反対の討論をします。

本予算のほとんどは市民生活のために必要なもので、その面は賛成です。産業建設委員会の委員である私は、産業建設委員会に出された議案予算には賛成しております。

しかし、児童生徒への集団フッ素洗口、後期高齢者医療制度の関係、白瀬日本南極探検隊・百周



年事業に陸上自衛隊の音楽隊が演奏するなどについては、賛成できません。

第1の集団フッ素洗口予算は104万4,000円とされ、予算額は少ないものの小・中学生全員が対象となり、保護者の判断も問う大きな事業になると言えます。子供たちの虫歯予防を熱心に考え実行していこうとする関係者の取り組みは貴重なものと思ひ、そういう面では敬意を表するものです。この事業については、市長が前向きに検討してもらいたいとしたことが発端です。教育委員会は、市長がやると言えばやる方向で進めなければならない立場になると思ひます。学校がかかわることについては、教育委員会が学校と相談し、自主的に判断できるようにすべきです。自治基本条例では、市長は市民がまちづくりの活動に参画することができるよう、市民の知る権利及び参画をする権利を保障しなければならないとしていますが、今回はこの自治基本条例の趣旨にも合わないのではないのでしょうか。

この集団フッ素洗口には、効果を評価している方々と実施には慎重、あるいは疑問を持つ方々があります。このように意見が分かれていることについては、双方の意見・考えを教育委員会や学校関係者、保護者に丁寧知らせることからまず行うべきではないかと思ひます。また、学校で行う場合には、強制でないとは言ひながらも実施の場が学校であれば、実施するのが当然で、希望をしないのはおかしいのではないかということになりかねず、希望しない子供の扱ひが非常に難しくなります。また、児童生徒数の多い学校では、養護教諭一人での対応は当然できず、結局担任や生活サポートや校務員の手も借りなければならない状況も生まれるでしょう。特に低学年の子供の場合、昼休みに実行するとすれば、給食を食べるのがおそい子や食の細い子などの場合、これまでである程度ゆっくりできたものが時間を切って食べるのを抑え、歯磨き、うがいとなり、昼休みがとりにくくなることも想像されます。

また、教育長は洗口の実施について簡単に述べていますけれども、フッ素の管理、希釈液の人数分の準備、洗口後の後片付けのこともありますし、水飲み場が一斉にやれる広さなのか、一斉にできなければうがい後の水はバケツなどを準備して、その後片づけも誰がどのようにすることになるのか、また、子供たちの動きや人間関係、教職員の子供たちとのかかわり方など、いろいろと考えさせられます。何かあった場合の責任の所在もあいまいです。虫歯予防は大切ですがけれども、今、急いでやらなければならないというものではないと思ひます。できるところから実施すると急ぐのではなく、十分な検討時間が必要です。今回の拙速な予算措置には賛成できません。

第2は、後期高齢者医療制度についてです。民主党は「この制度は廃止し、国民生活を守ります」と公約していたものです。民主党政府は、廃止ではなく手直しをしようとしています、手直しは現行の制度と変わりがありません。朝日新聞、昨年秋の社説でも、「75歳以上のお年寄りの医療費を切り離して別勘定にし、保険料、現役世代からの支援金、公費の三つで賄う姥捨山と批判された構造自体は温存されるのだ」と批判しています。これに絡んで70歳から74歳までの窓口負担を1割から2割に引き上げることも入っています。この制度は国の制度で市の責任ではないということをし添えておきます。

第3は、白瀬日本南極探検隊・百周年記念事業です。この事業は、大きく成功することを望んでおります。しかし、陸上自衛隊の音楽隊の演奏については疑問を持っています。自衛隊は今回の大

震災での救援活動でも活躍していますが、そういう面は評価できます。しかし、自衛隊の本質は、アメリカ軍とともに闘う戦力で、その装備もますます増強しています。軍備増強には際限がなく、自衛隊の装備、弾薬、燃料などを受注している軍需企業が自民党、民主党に09年度で1億9,600万円もの献金をしています。これは税金です。そして、自衛隊は国民の平和活動や憲法を守る運動などへの監視もしております。自衛隊のイラク派遣反対決議を上げた県内の市議会や新聞記者なども監視の対象となっています。自衛隊は、自衛隊や戦争に反対する運動を敵視する一方で、国民に溶け込めるようにも活動しています。その一つが演奏活動です。今回の白瀬日本南極探検隊・百周年記念事業は、県全体での実行委員会で、すべてにかほ市側で行うのでないことも承知していますが、自衛隊音楽隊の演奏には賛成できません。

以上、3点について述べて反対討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 私は今まで一般会計予算について、あるいは後期高齢者医療制度について、あるいは国民健康保険事業会計について、自分の考え方で反対をしてきた経過があります。今回の予算で、私はかなり率直なことをいうと迷いました。しかしながら、トータル的に考えて、例えばにかほ市がリフォーム事業で困っている地元の企業者を助けようと、あるいは教育的にも政策づくりの経過について、過程については、私も今まで何回も言ってきましたが、学校生活支援サポート事業についても政策のどういうふうにつくっていくか過程についてかなり問題あるというふうにして言いました。ただ、子供たちの教育現場を守っていこうと、そして子供たち一人一人が生活、幸せになる、教育——幸せなものを享受する、そういう立場でアイテム、政策だということは分かります。もっと丁寧な政策づくりをやってもらいたいという苦言を当局に対しては申し上げたいと思います。

それから、フッ素集団洗口についてでもあります。これも丁寧ではありません。上からの目線でものを見ているような政策です。したがって、私は何回も言ってきましたが、もっと丁寧に政策をつくらうじゃないかと、理解をしてもらおうじゃないかと、あるいは子供たちの人権、そういうものを守らうじゃないかと言ってきました。残念ながらその点については理解のできる学校からという形、そして集団というやり方、私はやはりこういうものについては、一人一人がまず理解をしていくところから始まることだと思っているんです。これの問題についても問題はあっていると思います。

あるいは白瀬日本南極探検隊・百周年記念事業についても、理由がお金がかからないと、自衛隊を呼ぶ場合はと。だとすれば、自衛隊については税金がかかっているんです。これ約5兆円かかっているんです、毎年。こういうことに問題はなしとしません。自衛隊そのものというのは、今、日本の国、私は反対ですけれども、反対ですけれども——あつてですね、この国の一つの毎

年、根幹として、政策としてやられていますから、ただ、これからは呼ばないようにしてもらいたいという気持ちはあります。

それから、後期高齢者の問題についてです。この点については、国の施策の中で5年も6年もなりました。慣れるということについては私はしたくありませんから、後期高齢者医療制度については反対をします。ただ、全体の政策を、にかほ市民の生活の基盤に立ってものをやる場合に、反対反対ということでもいいのかと、一つ一つに反対はありますけれども、トータル的に考えた場合、今までの竹内のやり方と違うんじゃないかと言われることで、あえて市民の皆さんに対して私の考え方を話をして、そして理解をしていただける方は理解をしていただくという形で今回は賛成の立場に立ちました。

15年前、私が議会に入ってから象潟町の公民館図書室について、これは人を育てる施設じゃないということで何とかいい図書館をつくりたいということで15年間やってきたつもりであります。こういうものについて今回の予算では、方向性というか、私の望むものとは違いますけども方向性が出されました。改修のための設計もその中に入っています。よりよい施設にしていくために、私もこれからいろいろと勉強をしてもものを言っていきたいと思えますし、そういう意味からいって一歩進まれたということ、あるいは子供たちが、高等学校の子供たちが、今、雨が降っても、雪が降ってもですね、あそこの駅の南側の駐輪場、去年210万円の予算がつけましたけれども工事は成り立ちませんでした。話を聞きますと、当局の人方は一生懸命もっと使いやすい駐輪場をつくるために努力をしていたという姿勢も感じてきました。今年度、その倍以上の予算がついていますから、いいものができるのだろうと、そういう期待感もあって、子供たちを期待する市の姿勢も感じましたので、あるいは排水事業についても現場を見て、そして付近の人方と話し合っ、もう一回考え直そうじゃないかと、そういう姿勢も見えました。そういうことで今までの私は予算に反対してきましたけれども、今回は竹内は賛成を、苦言を申し上げながら、政策づくりにしっかりと住民の意見、そして住民の目線に立った政策を上からじゃなくてつくっていくということを、苦言を呈して賛成にしたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第31号平成23年度にかほ市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第32号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第33号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第37号平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成23年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第38号平成23年度にかほ市ガス事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成23年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第39号平成23年度にかほ市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第40号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第41号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、陳情第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号日本弁護士連合会の意見書を踏まえ、小学校におけるフッ化物洗口事業について凍結を含む再検討を求める陳情書の討論を行います。

始めに反対者の発言を許します。16番加藤照美議員。

【16番（加藤照美君）登壇】

●16番（加藤照美君） それでは、陳情第3号日本弁護士連合会の意見書を踏まえ、小学校におけるフッ化物洗口事業について凍結を含む再検討を求める陳情書に対して反対の立場で意見を述べたいと思います。

今回のフッ素洗口事業については、健康格差の解消がその目的の一つではないかなと思います。学区内に歯科医院がある子供たちにとっては通院が比較的容易ですが、そうでない子供たちは、一度虫歯ができると家族の協力なしには通院は困難であると思います。さらには、昨今の経済状況の悪化や親の健康に対する無関心などが加わり、格差は増大していると思われまます。フッ素洗口は地域格差や経済格差、そしてまた親が健康に対する格差などにかかわりなく、すべての子供たちが平等に虫歯予防の恩恵にあずかれるという点ですぐれた予防法の一つだと考えます。その安全性についても50年以上にわたる専門学会や各種国際機関による研究が行われ、WHOをはじめ150以上の世界の主立った医療、保健機関がフッ素の利用を推奨しているようであります。日本においても30年以上も前から実施されており、現在も80万人以上の生徒がフッ素洗口を行っており、一例も健康被害は報告されていない状況であります。これらのことを考えても、その安全性については問題ないと考えます。

今回の事業化が発表されてから様々な情報が飛び交い、不安に感じている方がいるのは承知していますが、その反面、フッ素洗口で虫歯予防をしたいと希望している市民が多数いることも事実であります。学校での実施に当たっては、事前に保護者に十分説明をし、参加したい保護者の子供にはフッ素洗口を行い、参加したくない方は参加しなくともよい、要するに最終的な決定権は、あくまでも保護者であり、一般市民であるとの説明をいただいておりますので、議会でこの事業を中止してしまうと、フッ素洗口で虫歯を予防したいと願っている市民の思いを踏みにじることになると思います。

今回のフッ素事業実施に対して、反対意見の要旨を詳細に検討してみると、その趣旨はフッ素による虫歯予防そのものに対する反対ではなく、フッ素洗口を学校現場に持ち込むことへの反対と考えられます。フッ素の有害性、毒性を強調する一方で、家庭で行うフッ素洗口には反対しないで容認しています。そしてまた、フッ素入りの歯磨き剤に対しても全く反対しておりません。話によると、学校の養護教諭の先生は、むしろ大賛成しているとの話も聞きます。もしフッ素が有害であり、子供たちの健康に悪影響があるのであれば、どんな形でのフッ素利用も行ってはいけないことになると思います。今回のフッ素洗口実施に対して反対の最大のポイントは、フッ素洗口を学校に持ち込むことで教職員の負担が増える、そのことを阻止したいということだと思います。確かに日常の業務に追われ大変な苦勞をされている先生方の仕事を増やすことになるのは申し訳なく思いますが、週に1回、フッ素洗口液をつくり、1分間生徒にフッ素洗口させることが、そんなに大きな負担になるとは思えません。子供たちの虫歯を減らすことは、その子供たちの健康増進に大きく寄与

するとともに、大人になってからの健康にも大きくプラスに働くと確信しております。この事業を一日でも早く実施することで、虫歯のない子供が少しでも多くなってくれることを願い、この陳情に対する反対討論といたします。

なお、この後の陳情第4号に対しても同じ思いであることを申し添え、終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） 陳情第3号に賛成の立場で討論します。

今、反対討論の中で議会で中止してしまうと大変だという話がありましたし、また、健康格差を是正すると、こういうこともありました。しかし、この陳情は凍結を含む再検討、そして議論を積み重ねることですから、議会で直ちにこれをやめるといような陳情ではないのではないかとこのように私は受けとめております。

私の一般質問でも、どうしても推進するという立場になると、推進する内容が多く、それに対して否定的な意見はあまり出ないと、これが当然なのですが、私の一般質問では、推進する意見は5項目述べました。そして、デメリットとしては、理解を得られないという理由で実施はできにくい、こういうデメリットで、内容についてはほとんどありませんでした。私は大いに賛成という意見も大事だし、また、心配だという声も大事ではないかと、こういうふうに考えて、もっと議論を積み重ねていく、こういうことが必要でないかと思っております。

次に、健康格差の問題が確かにあります。今、子供の貧困が非常に進んでいます。これは大人の生活が大変、第一次産業でも製造等に働く人たちも収入がどんどん少なくなっている。そして医療、年金、こういうものの先ゆきがどうも心配だと、こういうこともありまして、子供の貧困が学力、あるいは進学、あるいは医療、こういうことにもかぶさってきております。確かに健康格差を是正する、これはどうしても必要です。そのためには、そういう子供たちに対するもっと手厚い援助、応援、こういうことが、虫歯予防についても必要だというふうに思うわけです。

また、学校関係のことも出ましたので、次の方が学校中心ということですので、そちらでは学校のことを中心に述べたいと思っておりますが、いずれこの陳情は、何が何でもやめるということではなく、十分意見を重ねたほうがいいのじゃないかという立場ですので、私もあえてメリットとかデメリット、こういうものには触れないで意見をうんといただいていくほうがいいというふうに思います。

ただ一つだけ、学校関係でつけ加えますと、教育長も学校と、それから保護者と一緒に説明するというふうに言いましたが、私は一般質問で受け入れ体制はどうかということを質問しましたけれども、校長会、養教で説明したというふうに話をして、受け入れ体制については触れませんでした。そういう答弁をもらえませんでした。ですから、受け入れ体制をつくるのだとしたら、実際にタッチする教職員、実施する側への説明、次に実施を受けるほう、保護者への説明、こういうふうに行くのが順番ではないかというふうに思いますが、そういう点が欠けているというか順番がちょっと違っているんじゃないかというふうな思いでおります。

反対討論も十分聞きましたし、皆さんと一緒に考え合いたいというふうに思いまして賛成討論と



します。

●議長（佐藤文昭君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、賛成者の発言を許します。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 賛成の加藤議員の話も伺いました。反対のです、申し訳ございません。私もこれは今から10数年前からいろいろな本を見て知っております。論議がされてきたのも事実だと思います。ただ、有効性について私は否定はしません。WHOにおいてもちゃんとやはり出していますから。ただ、私はこの事業について、反対をするというか、反対ということじゃなくて、フッ素洗口についての毒性というかそういうものについて疑っている歯医者さんとか科学者がいるという現実もあるわけです。これは少数だと言えばそれまでだかもしれません。しかしながら、新潟県でもずっとやってきたという事実も知っていますし、鳥海町でやってきたという話も知っています。ただ、私は、今のこの進め方ですね、進め方が当事者、保護者、それから子供たち、それから学校現場、そういうところには後から、後からの話なんですね。私はそういう人方にはやはりきちんと話をして、そして積み上げていくという政策がこういう反対の毒性を疑う人もいる、仕事をやるわけですから、事業をやるわけですから、そういう丁寧な政策をやっていくべきだということであり、この陳情の趣旨もそのとおりだと思うんです。もう少し一歩下がって検討期間を設けようじゃないかと、予算について私は全体の予算に賛成をしましたがけれども、104万4,000円にですね、賛成をしましたがけれども、これを例えば、例えばですよ実施した場合に、教育長が言うようにして、できるところからといった場合には、できないところから不用額になるわけですよ。したがって、今の陳情の求めることは、陳情者が求めることについては、これは何ていうか無理でない自分たちもしっかり勉強をして、そして話し合いを持ちながら理解する中、そういうようなことをやっていけばいいような政策ですというふうにして言っているわけですよ。やめれというふうにはきちんと言っていないですね。したがって、私はこの陳情書については拙速をやめて、陳情書のいうとおりやるべきだと、陳情を採択していくべきだという立場で賛成をしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長  
の報告は不採択です。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第3号日本弁護士連合会の意見書を踏ま

え、小学校におけるフッ化物洗口事業について凍結を含む再検討を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号にかほ市小中学校におけるフッ化物洗口事業についての陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）「賛成討論ですがいいですか」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） よろしいです。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） 陳情第4号に賛成の意見を申し述べたいと思います。

私は今回の議会で、教育民生委員長に対して子供たちの虫歯の実態がどうなっているかというのを質問しました。実態が大変悪化している、あるいは虫歯が多くて改善されていないと、こういうような資料か、あるいは逆なのかということでデータを求めましたけれども、私は学年ごとに虫歯ゼロは何人いて、1本は何人いて、2本何人とかというふうにして、特にさっき格差の問題出ましたから、一人で何本も多く持っている、こういうことが全体の虫歯の本数を上げていると、こういうデータもあるわけですから、その辺知りたかったのですけれども、そこまでの資料はできないと。もちろん今、年度末で学校も忙しいし、そこまで求めるのは酷だと思いますが、それにしてもフッ素洗口をやる実態、現状、これがやはり土台になるのではないかというふうに思ったわけです。しかし、それが出ないで、あるいはそういうデータもないでこれを進めると、虫歯予防になるからというふうにして進めるということについて、まず一つ疑問があります。

それから、これは学校で扱う場合、劇薬ですから、この薬事法などを見ますと、劇薬については、こういうカラーで鍵を掛けなきゃいけないと、こういうふうなこともあって一般質問をしたのですが、これは中曽根康弘の答弁でいいというふうだったのですが、その法律を一つ一つについてこれはこうだからと、あるいは学校保健法ではこうだからという答弁も、本当は丁寧な必要、答弁が必要だというふうに思ったのですが、それには当たりませんでした。この陳情は学校で負担になるからだめというふうな面がかなり強調されているというふうに見受けられることも確かですけれども、実際は最初の陳情の第1項は検討年度としてほしいということがあります。そして二つ目は、集団ではなくて希望者に、そして医療機関や医療関係者が実施するよというものは、学校で直接やれば、学校が必ず責任を問われます。先ほど、虫歯予防には有効だという養護教諭の意見があるというふうにありましたけれども、別、そうでない考えの養護教諭もおります。長年やっていて、後で何か出たら私たちは薬害を与えたことになるのではないかと、こういうことを心配している声もあります。そして現実に行っているところでは、薬剤の混ぜ方をちょっと間違っただけで始末書を書かされた養護教諭もおります。また、保健だよりを書いたときに、デメリットも入れたら、そういうデメリットを入れたらだめだというふうにして押しえられると、こういうことも県内ではあるわけです。ですから、実行するという、側の力がどんどん働くと、ものが言えにくくなる、こういうこともあるわけです。責任者は学校ではどうなるかというふうに私は質問した

けれども、それでは校長が管理を総括すると。そして担当者がその計画のもとに、そしてその後に職員全員でと、これが管理責任あるんだと、つまり一人一人にまでかかっていくというふうな問題もあります。やはりまだ時間をかけながら、まだ担任、あるいは教職員に対する説明がないわけですから、その辺のことも含めて、もっと丁寧の内容を説明して意見を十分聞いていく、そういう上で判断をしていくというふうなことが必要なのではないかとこのように思います。学校の先生方は文部科学省では、授業を一時間やるには1時間の準備が必要だというふうにされていました。ところが、そんな時間がほとんどありません。給食食べながらノート点検したり、家に風呂敷に仕事を持って行ってやっていたりする。学級通信、学年通信を書くのは、ほとんど家でやるというふうな中で、最近の魁新聞でも今回の学習指導要領の完全実施で校長の9割が多忙化、不安だというふうなベネッセ調査も魁に載っております。先生方は多忙が子供につながるのであればやりがいがあると思います。しかし、そうでない多忙化がどんどん進められている。学力テストも入ってきました。教員評価もあります。それから、免許制が10年で区切られる、こういうふうなことなどもあって、本来の仕事以外の多忙も襲ってきています。こういう中で、もう少し検討期間を増やして、そしてその上でどうなのかというふう考えるべきだと思って、この陳情第4号を賛成ということで討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第4号にかほ市小中学校におけるフッ化物洗口事業についての陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める陳情についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、陳情趣旨の①についてのみ採択する一部採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第5号2011年度年金引き下げの撤回と無

年金・低年金者に緊急措置を求める陳情は、委員長の報告のとおり一部採択することに決定しました。

次に、日程第1、議案第42号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び日程第2、議案第43号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての議案2件を議題とします。

始めに、議案第42号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第42号平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第43号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第47、議定第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書及び日程第48、議提第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書の2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第1号及び議提第2号について、5番竹内賢議員の説明を求めます。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 議定第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月17日提出。

提出者、にかほ市議会議員竹内賢。賛成者、にかほ市議会議員齋藤修市、同じく飯尾明芳、同じく村上次郎、同じく菊地衛、同じく加藤照美。

にかほ市議会議長様。

提出先は内閣総理大臣菅直人様、厚生労働大臣細川律夫様。

意見書の内容についてはこの中に書いています。

これまでも数回、議会において最低賃金の大幅引き上げについては求める意見書も提出され、議提として提出されて採択されております。今回はそれに対して、中小企業支援の拡充を求めるという意見も入っております。秋田県の最低賃金は645円であります。そういうことで、生活できる賃金を保障してもらおうと。そのかわり、中小企業については手厚い支援をする法律が今、二つあるわけですけれども、その法律についてもっと拡充をすると、そういう内容になっていますから、どうぞ皆さんよろしく全員の賛成をお願いしたいと思います。

2点目、議提第2号であります。労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月17日提出。

提出者、にかほ市議会議員竹内賢。賛成者、にかほ市議会議員齋藤修市、同じく飯尾明芳、同じく村上次郎、同じく菊地衛、同じく加藤照美。

にかほ市議会議長様。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣菅直人様、厚生労働大臣細川律夫様であります。

よろしく御審議をお願いし、賛同をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これから議長第1号についての質疑を行います。質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号についての質疑を終わります。

次に、議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第1号最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議案第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書を採決します。こ

の採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 2 回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでございました。

午後 3 時 31 分 閉 会

---